

令和7年12月  
拡散金融リスク評価書

National risk assessment of proliferation  
financing in JAPAN

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議

# 目次

略称について	4
要旨	5
<b>第1章 拡散金融の現状</b>	<b>6</b>
<b>1. 拡散金融の定義、背景</b>	<b>6</b>
(1) 拡散金融の定義と FATF 勧告	6
(2) 背景	7
① 北朝鮮	8
② イラン	9
③ ロシア	10
(3) 本評価書の目的	11
<b>2. リスク評価の手法</b>	<b>11</b>
(1) FATF ガイダンス等	11
① リスク要素	12
② 評価にあたって留意すべき点	12
(2) 本評価書の手法	12
(3) 本評価書の対象範囲	13
(4) 本評価書の作成体制	13
(5) 主な変更点	14
<b>第2章 拡散金融の脅威</b>	<b>15</b>
<b>1. 前提</b>	<b>15</b>
<b>2. 国際的に分析されている拡散金融の脅威</b>	<b>15</b>
(1) 北朝鮮	15
(2) イラン	16
(3) ロシア	17
(4) その他の脅威	17
<b>3. 日本における脅威</b>	<b>17</b>
(1) カネ（資金）の流出に係る主体	18
① 貿易：国際的な脅威と分析されている北朝鮮、イラン及びロシアとの迂回貿易取引や迂回送金を行う又は行おうとする主体	18
② ヒト：北朝鮮籍の者へ送金等を行おうとする主体	23
③ サイバー攻撃等を実施する主体	24
(2) モノ・技術の流出に係る主体	25
① デュアルユース品等の提供を行うことで資金を獲得する主体及びその送金に関わる者	26

② 無形技術移転等を行うことで資金を獲得する主体及びその送金に関わる者	31
③ 「瀬取り」等の活動を行うことで資金を獲得する主体及びその送金に関わる者	31
(3) 制裁対象者含む日本等に所在する不透明な企業を利用する主体	33
<b>第3章 拡散金融の脆弱性及びリスク</b>	<b>34</b>
<b>1. 前提</b>	<b>34</b>
<b>2. 国際的に分析されている拡散金融の脆弱性</b>	<b>34</b>
(1) 国家レベルの脆弱性分析	35
① 地理的及び人口統計学的要因	35
② 経済及び貿易要因	35
③ 規制要因	35
④ その他の要因	35
(2) セクターレベルでの脆弱性分析	35
① 銀行及びその他の金融セクター	35
② 暗号資産及び暗号資産サービスプロバイダー	35
③ 新たな代替決済インフラ、その他のセクター	36
<b>3. 日本における脆弱性</b>	<b>36</b>
(1) 北朝鮮との地理的近接性	36
(2) 開かれたアジア有数の金融システム	37
(3) 高い技術を誇る企業の集積と開かれた経済体制	38
<b>4. 複雑な拡散金融と制裁回避に係る類型</b>	<b>39</b>
(1) 仲介業者の利用	39
(2) 法人の実質的支配者（BO）情報の隠蔽	39
(3) 暗号資産等の新技術の利用	39
(4) 海運セクターの利用	39
<b>5. 拡散金融リスクの高い取引</b>	<b>40</b>
(1) 暗号資産取引	40
(2) 非対面取引	40
(3) 海外送金	40
(4) デュアルユース品に係る輸出取引	40
(5) 大量破壊兵器等の開発に資するような技術移転に係る取引	41
(6) 北朝鮮 IT 労働者が関与する取引	41
<b>第4章 我が国の拡散金融に係る取組み</b>	<b>42</b>
<b>1. 金融取引に係る取組み</b>	<b>42</b>
(1) 外為法における経済制裁	42
(2) 国際テロリスト等財産凍結法による国内取引の規制	48

<b>2. 輸出入管理</b>	49
(1) 外為法等における輸出入禁止措置	49
(2) 外為法における安全保障貿易管理	49
<b>3. その他関連法制度</b>	51
(1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（取引時確認及び疑わしい取引の届出、通知義務）	51
① 取引時確認及び疑わしい取引の届出	52
② 通知義務（トラベルルール）	53
(2) 法人の透明性向上に資する制度	54
(3) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）	55
(4) 特定船舶入港禁止法・貨物検査法	55
(5) その他マネロン等対策関連法	56
<b>4. 関係省庁間での連携、民間との連携・情報発信等の主な取組み</b>	57
(1) 関係省庁間での連携に係る主な取組み	57
① 国連安保理決議及び FATF に関する取組み	57
② 北朝鮮 IT 労働者・サイバー攻撃に関する取組み	57
③ その他の取組み	58
(2) 民間との連携・情報発信等の主な取組み	58
<b>5. 国際的な連携の促進</b>	59
(1) G7 関係の取組み	59
(2) 他国との連携	60
(3) FATF 関係	61
(4) その他の取組み	62
<b>第 5 章 結語</b>	63
<b>事例集</b>	65

## 略称について

本書で用いる略称等は、それぞれ次の意味を示す。

FATF	Financial Action Task Force
ICBM	Intercontinental Ballistic Missile
IAEA	International Atomic Energy Agency
DoS	Denial of Service attack
DDoS	Distributed Denial of Service attack
FSB	Financial Stability Board
G-SIBs	Global Systemically Important Banks
Defi	Decentralized Finance
DNFBPs	Designated Non-Financial Businesses and Professions
BO	Beneficial Owner

※本報告書の要旨は下記の通り。

## 拡散金融リスク評価書の概要

### 拡散金融の定義・背景

- 拡散金融：大量破壊兵器等の開発、保有、輸出等に関与する者として資産凍結等措置の対象となっている者に資金又は金融サービスを提供する行為
- FATF勧告の改訂等を受け、拡散金融のリスク分析・把握、関係省庁間の連携強化、リスク低減措置を図る必要

### 我が国の拡散金融のリスク分析

#### 脅威 (Threat)

#### ① カネ（資金）の流出に係る主体

- 貿易：北朝鮮・イラン・ロシアとの迂回貿易取引や迂回送金を行う又は行おうとする主体
- ヒト：北朝鮮籍の者へ送金等を行おうとする主体
- サイバー攻撃等を実施する主体

#### ② モノ・技術の流出に係る主体

- デュアルユース品等の提供を行うことで資金を獲得する主体及びその送金に関わる者
- 無形技術移転等を行うことで資金を獲得する主体及びその送金に関わる者
- 「濫取り」等の活動を行う主体及びその送金に関わる者

#### ③ 制裁対象者を含む日本等に所在する不透明な企業等を利用する主体

#### 脆弱性 (Vulnerabilities)



### 拡散金融リスクの高い取引

- ① 暗号資産取引
- ② 非対面取引
- ③ 海外送金
- ④ デュアルユース品の輸出
- ⑤ 大量破壊兵器等の開発に資する技術移転
- ⑥ 北朝鮮IT労働者が関与する取引

### 我が国の取組み（リスク低減措置）

#### <関連する法制度によるリスク低減の取組>

- ① 外為法における経済制裁
- ② 国際テロリスト等財産凍結法
- ③ 輸出入管理
- ④ 犯罪収益移転防止法（取引時確認、トラベルルール）
- ⑤ 「実質的支配者リスト制度」等の法人の透明性向上に資する制度

- ⑥ 出入国管理及び難民認定法
- ⑦ 特定船舶入港禁止法・貨物検査法
- ⑧ その他マネー・ローンダリング等対策関連法

#### <関係者間の連携によるリスク低減の取組>

- ① 関係省庁間での連携、民間との連携・情報発信等
- ② 国際的な連携

### 事例集（国内事例、海外事例、民間事業者からの情報提供）

# 第1章 拡散金融の現状

## 1. 拡散金融の定義、背景

### (1) 拡散金融の定義と FATF 勧告

拡散金融とは、大量破壊兵器（核・化学・生物兵器）等の開発、保有、輸出等に関与するとして資産凍結等措置の対象となっている者に、資金又は金融サービスを提供する行為を指す<sup>1</sup>。

この拡散金融対策のための国際基準は、金融活動作業部会<sup>2</sup>（以下「FATF」）において平成24年（2012年）以降決定・公表されている（勧告7（Targeted financial sanctions related to proliferation）<sup>3</sup>等）。その中では、大量破壊兵器の拡散及びこれに対する資金供与の防止等に関する国際連合安全保障理事会（以下「国連安保理」）決議を遵守するため、対象を特定した金融制裁（資産凍結措置等）を実施することが各国に求められている。

他方、そうした枠組みに基づき、我が国を含む国際社会が協調して北朝鮮やイランに対して経済制裁を実施していても、これらの国や地域へ、大量破壊兵器等及び関連物質・技術等の移転が行われている。このため、令和2年（2020年）10月、FATFは勧告1（Assessing risks and applying a risk-based approach）及びその解釈ノートを改訂し、これまでのマネー・ローンダリング（以下「マネロン」）、テロ資金供与に加えて、「勧告7で言及されている国連制裁決議に基づく金融制裁義務（資産凍結等措置）の潜在的な違反・不履行・潜脱」と定義されるいわゆる「拡散金融」のリスクの特定・評価、効果的なリスク低減策の実施のための行動、高リスクの対応と低リスクの管理／軽減への対応を各国に求めている。この改訂後の勧告1及びその解釈ノートは、令和6年（2024年）以降順次実施されている第5次相互審査以降の審査で適用されることとなっている。

<sup>1</sup> 財務省『教えて！マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策』

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/amlcftcpf/2.measures.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/2.measures.html)

<sup>2</sup> 平成元年（1989年）のアルシュ・サミット経済宣言を受け、マネロン対策の国際基準策定・履行を担う多国間枠組みとして設立。平成13年（2001年）の米国同時多発テロ事件を受けて、その任務にテロ資金供与対策が追加。FATFには38カ国・地域と2地域機関が加盟しており、年に3回の全体会合にてFATFの活動に関する事項が決定されている。

<sup>3</sup> 勧告7において、拡散金融対策として、大量破壊兵器等の拡散及びこれに対する資金供与の防止・抑止・撲滅に関する国連安保理決議を遵守するため、対象を特定した金融制裁措置を実施しなければならないと勧告されている。具体的には、国連憲章第7章に基づき国連安保理決議により指定されたあらゆる個人又は団体が保有する資金その他資産を遅滞なく凍結するとともに、いかなる資金その他資産も、直接又は間接に、これらの指定された個人又は団体によって、若しくはこれらの個人又は団体の利益のために利用されることのないよう求められている。

我が国においては、令和3年（2021年）8月に公表された FATF 第4次対日相互審査を契機として、政府一体となって強力にマネロン、テロ資金供与及び拡散金融対策を推進するため、同月、警察庁及び財務省を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」（以下「政策会議」）が設置された<sup>4</sup>。政策会議においては、我が国を取り巻くリスク情勢と我が国のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の方向性を確認し、対策の効果を高めていくため、令和4年（2022年）5月に「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」）<sup>5</sup>が決定された。基本方針では、より実効的な対策を講じるため、次の4つの柱が掲げられた。

- ① リスクベース・アプローチの徹底
- ② 新たな技術への速やかな対応
- ③ 国際的な協調・連携の強化
- ④ 関係省庁間や官民の連携強化

これらの具体的な対策の一つとして、基本方針において、「マネロン等に係るリスク評価と並行して、新たに拡散金融のリスク評価を実施し、資産凍結措置の実効性向上を図る」とされている。

また、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」）が改正され、銀行等、資金移動業者、電子決済手段等取引業者等<sup>6</sup>及び両替業者（以下「外国為替取引等取扱業者」）については、本評価書及び関係省庁等において策定されたガイドライン等を参照しつつ、事業者自身も拡散金融リスクを含め資産凍結措置のリスク評価等を実施することが求められることとなった<sup>7</sup>。

## （2）背景

経済・金融サービスのグローバル化、暗号資産の普及といった技術革新により、資金の流れが多様化し、国境を越える取引が容易になっている。そうした

<sup>4</sup> 財務省『マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策会議』

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/councils/aml\\_cft\\_policy/index.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/index.html)

<sup>5</sup> 財務省『マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針』（令和4年（2022年）5月19日）

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/councils/aml\\_cft\\_policy/20220519.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20220519.html)

<sup>6</sup> 電子決済手段等取引業者等には、電子決済手段等取引業者、電子決済等取扱業者等及び暗号資産交換業者が含まれる。

<sup>7</sup> 外為法（令和7年6月1日施行）第55条の9の2第1項に規定する「外国為替取引等取扱業者」は、外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令（令和5年財務省・経済産業省令第1号）第1条第1号に基づき制裁違反リスクの評価を行う必要があり、当該リスクの評価に際しては、本評価書も勘案する必要がある。

状況下で、拡散金融を通じて大量破壊兵器の拡散活動を助長することは、我が国や国際社会にとっての大きな脅威につながる。

また、日本はこれまで唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向けて、国際社会による核軍縮・不拡散の取組を主導してきた。加えて、様々な具体的な行動を通じて、全ての核兵器保有国に対し、軍備の透明性の向上を図りつつ核軍縮措置を取ることを呼びかけてきている。

しかし、残念ながら今日においても一部の国・地域において核兵器開発等の動きは収まっていない。これまで、G7 首脳声明等においても、北朝鮮やイランの核兵器開発等に対する強いメッセージを表明してきたが<sup>8</sup>、いずれも核関連活動を継続している。

### ① 北朝鮮

北朝鮮は、体制を維持するため、大量破壊兵器や弾道ミサイル等の増強に集中的に取り組んでいる。特に、弾道ミサイルについては、その発射の態様を多様化させる等、関連技術・運用能力を急速に向上させている。令和5年（2023年）9月には憲法に「核兵器発展を高度化」するとの内容を明記し<sup>9</sup>、令和5年（2023年）には18回、令和6年（2024年）には11回、令和7年（2025年）には少なくとも4回の弾道ミサイル等を発射した。

米国防情報局の報告書<sup>10</sup>では、弾道ミサイル等の兵器の輸出を数十年にわたり行っていることが報告されているほか、露朝間の軍事協力の進展を背景として、北朝鮮によるロシアに対する砲弾及び弾道ミサイルの輸出及びロシアによる北朝鮮製ミサイルのウクライナでの使用が報告されている。

<sup>8</sup> 令和7年（2025年）6月に行われたG7首脳会合（カナダ）においても「G7首脳は、北朝鮮の核兵器及び弾道ミサイル計画に対する懸念並びにこれらの計画の資金源となる北朝鮮の暗号資産窃取に共に対処する必要性を表明した。」（仮訳）との議長サマリーが発出された。

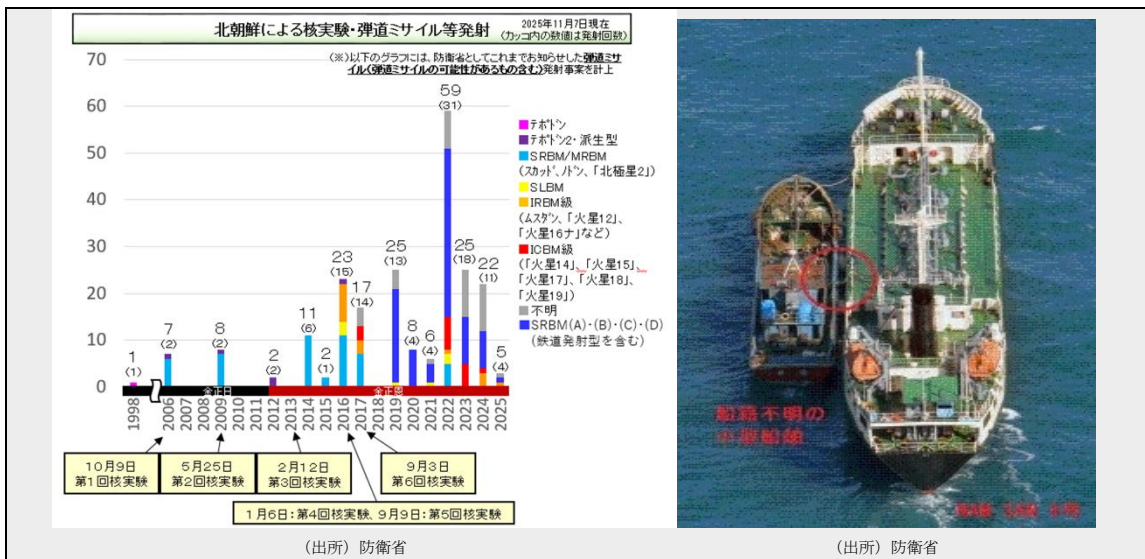
外務省『G7議長サマリー』（令和7年（2025年）6月17日）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100864612.pdf>

<sup>9</sup> 防衛省・自衛隊『令和7年度版防衛白書』

<https://www.mod.go.jp/j/press/wp/wp2025/html/n130401000.html>

<sup>10</sup> Defense Intelligence Agency (DIA), *North Korean Military Power: A Growing Regional and Global Threat*, 2021, p67; and *North Korea: Enabling Missile Strikes Against Ukraine*, 2024, pp.3-5, <https://www.dia.mil/Military-Power-Publications/>



また、多国間制裁監視チーム（MSMT：Multilateral Sanctions Monitoring Team）<sup>11</sup>の報告書（以下「MSMT 報告書」）第1回<sup>12</sup>において、北朝鮮はロシアに少なくとも100発の弾道ミサイル及び3個旅団分の重砲の構成部品を提供したこと、2024年（令和6年）11月以降ロシアは北朝鮮に短距離防空システム及び電波妨害機器を含む高度な電子戦システム並びにその運用知識を提供したこと、北朝鮮は2024年（令和6年）後半に1万1千人を超える兵士をロシアに派遣しこれらの兵士はロシアの部隊から砲術、無人航空機及び基本的歩兵作戦に関する訓練を受けたこと等が報告されている。

## ② イラン

イランの核開発問題をめぐり、平成27年（2015年）7月14日、EU3+3（中、仏、独、露、英、米）とイランが包括的共同作業計画（JCPOA）に合意したことを受け、同月20日、国連安保理は国連安保理決議第2231号を採択した。この決議には、JCPOA採択から90日後の「採択の日」（同年10月18日）から5年後に大型通常兵器関連、8年後に核兵器運搬手段関連、10年後に核開発関連取引の許可制措置を段階的に解除することとされており、同決議に従って、令和2年（2020年）10月に通常兵器関連取引禁止措置、令和5年（2023

<sup>11</sup> 令和6年（2024年）4月に国連安保理におけるロシアの拒否権行使により、国連安保理北朝鮮制裁委員会の活動が終了したことを受け、同年10月、日米韓を始めとする同志国（日、米、韓、豪、加、仏、独、伊、蘭、NZ、英）は、関連安保理決議に基づく制裁への違反及び回避に関する情報を参加国間で共有し、また国際社会に向けて発信していくことで、関連安保理決議の完全な履行に貢献することを目標とする取組として、多国間制裁監視チーム（MSMT）を設立した。

<sup>12</sup> Multilateral Sanctions Monitoring Team (MSMT), *Unlawful Military Cooperation including Arms Transfers between North Korea and Russia (MSMT/2025/1)*, May 29, 2025, <https://msmt.info/Publications/detail/MSMT%20Report/4195>

年) 10 月には弾道ミサイル関連取引(核兵器運搬等) 禁止措置が解除された。令和 7 年(2025 年) 10 月に JCPOA 採択から 10 年を迎え、核開発関連取引の許可制措置の解除を含め同決議による全ての制裁措置が終了する予定となっていたが、同年 8 月 28 日に E3(英仏独) は国連安保理議長にイランによる JCPOA コミットメントの重大な不履行を通知し、同年 9 月 19 日に国連安保理において、イランに対する制裁措置終了を継続する決議が否決された。これに伴い、同年 9 月 28 日、国連安保理決議第 2231 号主文 12 に規定されている、過去の国連安保理決議(第 1737 号、第 1747 号、第 1803 号、第 1929 号等) による対イラン制裁措置が再適用されることとなった。

イランによる核兵器の製造・使用について、同国のハメネイ最高指導者がファトワー(宗教的教令) により製造自体を禁止しているとされている。一方、近年イランは核関連活動を拡大させており、日本としてはその動向に懸念を示すとともに、IAEA との完全な協力の再開を含め建設的な対応を求めている<sup>13</sup>。

### ③ ロシア

令和 6 年(2024 年) 6 月にロシアは、北朝鮮と包括的戦略的パートナーシップ条約(以下「露朝パートナーシップ条約」) に署名し、同条約は同年 12 月に発効した。同条約の中で、金融等の分野における経済協力のための有利な条件を設け、双方の投資を奨励・保護することが定められている。

これに対し、同年 12 月に各国<sup>14</sup>の外相共同声明において、ウクライナに対して戦場で使用される北朝鮮の部隊のロシアへの派遣を含む、拡大する北朝鮮とロシアの間の軍事協力を可能な限り最も強い言葉で非難し、より広範な国際社会のメンバーに対して我々の呼びかけに賛同するよう促すとともに、露朝パートナーシップによりもたらされる危険に対応するため、経済制裁を課すことを含め、協調して行動し続けることが表明されている。米国や EU と同様、日本はロシアに対して経済制裁措置を実施しているが、露朝間の協力関係に加え、多様な分野における制裁違反・回避の事例や手法を踏まえ、法執行機関による措置の実効性を確保することが求められている。

<sup>13</sup>IAEA は、イスラエルがイランの核施設等を攻撃する前の 2025 年 6 月 13 日時点の情報として、当時イランは、60%までの濃縮ウランを約 440kg 有していたとしている。

International Atomic Energy Agency, *NPT Safeguards Agreement with the Islamic Republic of Iran, GOV/2025/65*, November 12, 2025, <https://www.iaea.org/sites/default/files/gov2025-65.pdf>

<sup>14</sup>日、豪、加、仏、独、伊、韓、NZ、英、米の外相及び EU 上級代表の計 10 ヶ国・1 機関による共同声明。

外務省『露朝協力を非難する外相共同声明の発出』(令和 6 年 12 月 16 日)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit\\_000001\\_01548.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_01548.html)

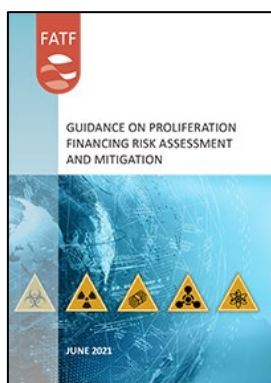
### (3) 本評価書の目的

本評価書は、「拡散金融」に係るリスクの分析・把握を行い、我が国の「拡散金融」のリスクを特定・評価するものであり、民間事業者によるリスクベース・アプローチに基づく効果的・効率的な拡散金融対策の前提となるものである。FATFにおいて、金融機関や DNFBPs<sup>15</sup>が「拡散金融」リスクを特定・評価・理解した上で当該リスクに応じた対応（リスクベース・アプローチ）を行うことが求められているところ、これらの事業者においては、本評価書や後述する国際機関が公表しているレポート等を勘案し、当該事業者自身が行う取引等について「拡散金融」リスクを特定・評価・理解した上で、当該リスクに応じた適切な低減措置を行うことにより、「拡散金融」に係る資金又は金融サービスの提供を効果的に防止する必要がある。その他民間事業者等においても、同様の対応を行うことが期待される。

## 2. リスク評価の手法

### (1) FATF ガイダンス等

本評価書を作成するにあたり、FATF が公表している「拡散金融に係るリスク評価と低減に関するガイダンス（Guidance on Proliferation Financing Risk Assessment and Mitigation）」<sup>16</sup>（以下「FATF 拡散金融ガイダンス」）を参照した。同ガイダンスは、拡散金融リスクの評価について、各国万能なアプローチは存在せず、それぞれの事情に応じて柔軟に対応すべきとしつつも、一般的な理解として次のものを示している。



「拡散金融に係るリスク評価と低減に関するガイダンス」（令和3年（2021年）6月公表）

*Guidance on Proliferation Financing Risk Assessment and Mitigation*

（出所）FATF

<sup>15</sup> 「Designated Non-Financial Businesses and Professions：特定非金融業者及び職業専門家」の略称。日本では、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者等の事業者や、弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士等の職業専門家を指す。

<sup>16</sup> FATF, *Guidance on Proliferation Financing Risk Assessment and Mitigation*, June 29, 2021, <https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Financingofproliferation/Proliferation-financing-risk-assessment-mitigation.html>

## ① リスク要素

マネロン及びテロ資金供与（以下「マネロン等」）におけるリスク要素と同じく、拡散金融のリスクそのものは次の3要素で構成されたと考えられている。

脅威 Threat	過去、現在又は将来において、拡散金融に係る対象を特定した金融制裁の履行を回避、違反又は悪用した、あるいはその可能性がある個人又は団体
脆弱性 Vulnerabilities	「脅威」によって悪用され得るものや、拡散金融に係る対象を特定した金融制裁の違反、不実施、回避を支援又は促進し得るようなもの
影響 Consequences	資金や資産が指定された人物や団体に提供され、それが最終的に例えば不正な核、化学、生物兵器システム（又はその運搬手段）を開発し維持するために必要な材料、物品、システムの調達を可能にする、又は指定人物や団体の凍結している資産が拡散資金に許可なく使用された場合の結果（国、民間事業者への風評被害、国連及び国家当局による更なる制裁措置を引き起こす可能性も含む）

## ② 評価にあたって留意すべき点

「FATF 拡散金融ガイダンス」において、拡散金融のリスク評価は、マネロン等と同じ手法が取り得るとされている。また、同ガイダンスでは、国による拡散金融リスク評価は、マネロン等と同様に、国の拡散金融対策に係る戦略についての情報を明らかにするとともに、リスクベース・アプローチによる拡散金融に係る対象を特定した金融制裁の実施を可能とするような包括的な内容である必要があるとされている。さらに、国や民間事業者がリスク低減するための優先順位をつけるのに役立つものでなくてはならないとされている。

### （2）本評価書の手法

本評価書では、「FATF 拡散金融ガイダンス」を踏まえた上で、FATF 勧告及びその解釈ノート（なお、FATF ではこれらを総称して「FATF 基準」としている）、FATF 第4次対日相互審査報告書での指摘事項等や公表されている他国の拡散金融リスク評価書（現状、米・英・豪等少なくとも24カ国・地域が作成済）、国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネル報告書（以下「国連北朝鮮専門家パネル報告書」）、MSMT 報告書等を参考にして、我が国における脅威と脆弱性を特定・分析し、多角的・総合的にリスク評価を行った。また、令和7年（2025年）6月、FATF において「FATF 拡散金融ガイダンス」を基に拡

散金融の現在の脅威・脆弱性、複雑な拡散金融と制裁回避スキームの類型・事例、執行上の課題・優良事例を取りまとめた「複雑化する拡散金融と制裁回避スキーム（Complex Proliferation Financing and Sanctions Evasion Schemes）」<sup>17</sup>（以下「CPFSES レポート」）が公表され、当該レポートも参考にしている。



「複雑化する拡散金融と制裁回避スキーム」  
（令和 7 年（2025 年）6 月公表）  
*Complex Proliferation Financing and Sanctions Evasion Schemes*  
（出所）FATF

### （3）本評価書の対象範囲

拡散金融対策について、FATF では勧告 7 の対象となり、北朝鮮やイランに係る拡散金融関係の国連安保理決議の遵守がその対象となっている。他方、CPFSES レポートにおいて、拡散金融のリスクは北朝鮮に関連する大量破壊兵器に係る拡散活動に限定せず、関連する行為者や国連安保理制裁を回避するために北朝鮮やイランを支援又は協力する国家主体、個人、団体を含めて分析されている。これを踏まえ、本評価書における分析の対象範囲としては、FATF 勧告 7 よりも広範な定義とし、北朝鮮及びイランのほか、北朝鮮との関係を踏まえロシアについても分析の対象としている。

### （4）本評価書の作成体制

本評価書の作成にあたり、以下の関係省庁で連携し情報交換等を行った上で、政策会議においてとりまとめを行った（以下、省庁を建制順に記載）。

警察庁	: <a href="https://www.npa.go.jp/">https://www.npa.go.jp/</a>
金融庁	: <a href="https://www.fsa.go.jp/">https://www.fsa.go.jp/</a>
総務省	: <a href="https://www.soumu.go.jp/">https://www.soumu.go.jp/</a>
法務省	: <a href="https://www.moj.go.jp/">https://www.moj.go.jp/</a>
外務省	: <a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/">https://www.mofa.go.jp/mofaj/</a>
財務省	: <a href="https://www.mof.go.jp/">https://www.mof.go.jp/</a>

<sup>17</sup> FATF, *Complex Proliferation Financing and Sanctions Evasion Schemes*, June 20, 2021, <https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Financingofproliferation/complex-proliferation-financing-sanction-evasion-schemes.html>

- 経済産業省 : <https://www.meti.go.jp/>
- 国土交通省 : <https://www.mlit.go.jp/>
- 海上保安庁 : <https://www.kaiho.mlit.go.jp/>
- 防衛省・自衛隊 : <https://www.mod.go.jp/>

#### (5) 主な変更点

令和7年（2025年）評価書における主な変更点は次のとおり。

- ・ CPFSES レポートにおいて分析した拡散金融上の脅威、脆弱性、関係事例を追加
- ・ 国連安保理決議第2231号に基づき令和7年（2025年）9月に再適用された対イラン制裁に関する内容を追加
- ・ 国連安保理決議に基づく制裁への違反及び回避に関する情報を盛り込んだMSMT報告書の内容を追加
- ・ 北朝鮮IT労働者による活動や北朝鮮サイバーアクターによる活動に関する最新情報を追加
- ・ 関係事例を巻末に集約し、表形式に修正

#### (参考1) これまでの主な更新内容

公表年月	主な変更点
令和6年（2024年）3月	初版策定
令和6年（2024年）12月	海外情勢の変化、関連事例を拡充

## 第2章 拡散金融の脅威

### 1. 前提

「FATF 拡散金融ガイダンス」では、拡散金融の「脅威 (Threat)」について、以下のように定義している。

脅威とは、過去、現在又は将来において、拡散金融に係る対象を特定した金融制裁の履行を回避、違反又は悪用した、あるいはその可能性がある個人又は団体を指す。その中には、大量破壊兵器等の開発、保有、輸出等に関与するとして資産凍結等措置の対象となっている者や当該対象者の支援や同調をする個人、団体も含まれる。実際に回避、違反又は悪用した、あるいはその可能性があるものだけでなく、間接的に関与したものも含まれる。

また、同ガイダンスでは、マネロン等とは異なり、拡散金融の脅威の認定の際は以下の2つの特徴があることに留意すべき旨指摘されている。

- I. 拡散金融に該当するか否かについて、資金の出所の非合法性を問わず、大量破壊兵器の拡散行為（開発や取引等）の支援のための資金であれば拡散金融に該当する。
- II. 関連の国連安保理決議によって指定された団体及び個人によって引き起こされる脅威のみならず、指定された団体及び個人が自らの活動を隠蔽するために作った国際的ネットワークによって引き起こされる脅威も該当する。加えて制裁対象となる資産は指定された団体及び個人が間接的に所有・コントロールしているものも含まれる。

### 2. 国際的に分析されている拡散金融の脅威

CPFSES レポートでは、現在の拡散金融の脅威を次のように評価している。

#### (1) 北朝鮮

北朝鮮は、平成 18 年（2006 年）の国連安保理決議第 1695 号の採択以降、20 年近くに及ぶ国連制裁を受けてきたにもかかわらず、核兵器の開発を続けている。例えば、令和 6 年（2024 年）10 月、北朝鮮は「火星 19 型」と呼称する ICBM（大陸間弾道ミサイル）を発射した。

このような活動が継続されている一方で、国連安保理決議に基づく資産凍結措置の対象者は、過去 10 年間ほぼ追加されていない<sup>18</sup>。さらに、国連安保理

<sup>18</sup> 外務省『安保理決議に基づく対北朝鮮制裁』（令和 7 年（2025 年）11 月 28 日）  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unscl/page3\\_003268.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unscl/page3_003268.html)

決議第 1718 号に基づき設立され、北朝鮮に関する拡散金融行動を監視してきた専門家パネルは、令和 6 年（2024 年）に解散した<sup>19</sup>。これにより、北朝鮮に関連する制裁違反の監視には大きな課題が生じている。また、FATF においても、北朝鮮に関連する拡散金融リスクの評価に必要な情報の入手が困難となっており、各国による拡散金融へのリスク評価が阻害されている。

北朝鮮については、大量破壊兵器の資金調達に寄与する 2 つの主な要因が挙げられる。

第一に、金融面における各種連携強化の動きが挙げられる。例えば、露朝パートナーシップ条約では、経済協力の強化や、両地域の経済・投資可能性に関する相互理解の促進について合意がなされた。また、令和 6 年（2024 年）時点で、国連安保理決議により北朝鮮の金融機関関係者の排除が義務付けられているにもかかわらず、北朝鮮の隣国及びロシアに拠点を置く北朝鮮の金融関係者らは、北朝鮮の貿易及び収入増加を支援すべく、数億ドル規模の取引を促進している。こうした金融面での連携強化は、国際金融システムに対する脆弱性をもたらしている（海外事例 1 参照）。

第二に、収入源確保の手段の多様化が進んでいる。制裁回避に関連する活動としては、偽造、詐欺、サイバー窃盗、武器・麻薬・野生生物の密売等があり、例えば、暗号資産関連企業へのサイバー攻撃で数十億ドルの暗号資産が窃取されている。さらに、数千人規模の高度に熟練した IT 労働者を世界中に派遣し、ソフトウェアやモバイル・アプリケーション開発等、特定の IT スキルに対する需要を利用して、アジア、ヨーロッパ、北米を含む世界中のクライアントからフリーランスの委託契約を獲得している。また、令和 6 年（2024 年）上期の北朝鮮の「かつら」と「つけまつげ」の輸出は、隣国への輸出全体の約 60% を占めるが、これらの取引は制裁対象となっている北朝鮮の貿易会社と関連しており、当該収益が北朝鮮の戦略兵器計画を支えている可能性が示唆されている。こうした収入源の多様化は拡散金融のリスクや制裁回避の脅威を更に増大させている。

## （2）イラン

イランは当初、国連安保理決議第 1696 号（平成 18 年（2006 年））等の不遵守により、平成 18 年（2006 年）から平成 22 年（2010 年）にかけて国連から累次の制裁を受け、平成 27 年（2015 年）に国連安保理決議第 2231 号が採択された。この決議内容のうち、イランに関連する個人及び団体に課されてい

---

<sup>19</sup> United Nations Security Council, *Security Council fails to extend mandate for Expert Panel Assisting Sanctions Committee on Democratic People's Republic of Korea*, March 28, 2024, <https://press.un.org/en/2024/sc15648.doc.htm>

た国連による金融制裁は令和5年（2023年）10月に失効したが<sup>20</sup>、一部の国はイランに対する脅威から、独自に制裁措置を実施している。

イランは、中東における軍事化された代理組織や、制裁回避のために外貨両替所や銀行を悪用する国際犯罪ネットワークに依存してきた。特に、ヒズボラは、制裁に直接違反してイランの代理者として活動し、石油、武器をはじめとする様々な制裁対象物の大規模な密輸活動を行っている。

### （3）ロシア

露朝パートナーシップ条約も含めた北朝鮮との経済的・軍事的連携は、ロシアが拡散金融の脅威となり得るとの懸念を惹起するとともに、北朝鮮の大量破壊兵器開発計画を支える新たな収入源の創出につながっている。また、北朝鮮は、この新たな条約に基づき、北朝鮮兵士をロシア・ウクライナ紛争に派遣したと発表した。こうした経済・軍事関係の拡大は、多くの国々でロシアが拡散金融の脅威であるとの懸念を高めるとともに、拡散資金と制裁回避の状況を一層複雑化させている。

### （4）その他の脅威

多くの国々は、国家主体（state actors）に加え、テロ組織や犯罪組織等の非国家主体（non-state actors）が、生物兵器、化学兵器、核兵器を含む大量破壊兵器に関連する物資、知識、技術を入手・調達しようとする動きを依然として懸念している。こうした状況を踏まえ、令和4年（2022年）11月に更新された国連安保理決議第1540号は、非国家主体による大量破壊兵器の拡散を防止するという国際的なコミットメントについて再確認した。これまでのところ、非国家主体が金融システムを悪用して拡散金融を行う主体やその活動を支援していた事例は少ないものの、多くの国々は、その潜在的な影響を継続的に監視することが重要であると認識している。

## 3. 日本における脅威

上記1、2の脅威の定義や国際的に分析されている脅威を踏まえると、我が国における脅威は以下のようなものがあると考えられる。

### （1）カネ（資金）の流出に係る主体

- ① 貿易：国際的な脅威と分析されている北朝鮮、イラン及びロシアとの迂回貿易取引や迂回送金を行う又は行おうとする主体

<sup>20</sup> 本報告書第1章1（2）②に記載のとおり、本年9月28日に国連安保理決議第2231号に従い、過去に決議された対イラン制裁措置が再適用されている。

- ② ヒト：北朝鮮籍の者への送金等を行おうとする主体
- ③ サイバー攻撃等を実施する主体
- (2) モノ・技術の流出に係る主体
  - ① デュアルユース品等の提供を行うことで資金を獲得する主体及びその送金に関わる者
  - ② 無形技術移転等を行うことで資金を獲得する主体及びその送金に関わる者
  - ③ 「瀬取り」等の活動を行う主体及びその送金に関わる者
- (3) 制裁対象者含む日本等に所在する不透明な企業を利用する主体

(1) カネ（資金）の流出に係る主体

まず、大量破壊兵器等の開発等を行うためのカネ（資金）が日本から流出する場合、貿易（物の移動）、ヒトの移動、サイバー攻撃等の3つの場面と、それらを行う主体（脅威）について想定されるものは次のとおり。

- ① 貿易：国際的な脅威と分析されている北朝鮮、イラン及びロシアとの迂回貿易取引や迂回送金を行う又は行おうとする主体

国際的に拡散金融上の脅威と評価されている北朝鮮、イラン及びロシアに関しては、国内外において一定の経済制裁が課されており、これらの国との直接的な取引ではなく、周辺国等第三国を経由した迂回貿易取引や迂回送金を行う又は行おうとすることが考えられ、そうした取引等を行おうとする主体が脅威として存在する。

公表されているデータによれば、北朝鮮やイランは中国、東南アジア、中東といった国・地域との貿易が盛んである。

令和6年（2024年）の北朝鮮の輸出総額は3.6億ドルで、前年比で10.8%増加しており、主な増加品目としては帽子・かつら類（13.0%増）、鉱石・スラグ・灰（40.7%増）、時計類（294.2%増）であった<sup>21</sup>。また、中国への貿易依存度が約98%と高く、中国税関総署によると令和7年（2025年）1～7月までの中朝の貿易総額は14億6,584万ドルに達し、前年同期比で32%増加となった。

イラン税関の発表によると、令和6年（2024年）のイランの輸出総額は578億4,400万ドルで、前年比で15.4%増加している。また、輸出相手国1位の中国における主な増加品目として「プラスチックおよび同製品」（6.3%増）、「食用の果実およびナッツなど」（320%増）、「アルミニウムおよび同製品」

<sup>21</sup> Bank of Korea, *Gross Domestic Product Estimates for North Korea in 2024*, August 29, 2025,

<https://www.bok.or.kr/eng/bbs/E0000634/view.do?menuNo=400423&nttId=10093293>

(34.2%)となっている<sup>22</sup>。ロシアについては、欧州が主要な貿易相手国であったが、令和4年(2022年)のウクライナ侵略による経済制裁の影響を受け、中国、インド、カザフスタンといった国々との貿易が盛んとなっている。

### (参考2) 北朝鮮の10大貿易相手国(令和6年(2024年))

(単位:1,000ドル,%)

順位	国・地域名	輸出		輸入		貿易総額	
		金額	増減率	金額	増減率	金額	比重
1	中華人民共和国	341,819	16.9	2,299,051	△5.3	2,640,870	97.95
2	アルゼンチン	590	168.2	14,535	1,141.2	15,125	0.56
3	ベトナム	4,916	△46.4	7,959	20.9	12,875	0.48
4	オランダ	186	204.9	7,991	585.9	8,177	0.30
5	ナイジェリア	1,542	22.3	2,917	224.1	4,459	0.17
6	インド	1,404	△49.1	2,055	9.9	3,459	0.13
7	オーストリア	2,254	△24.7	482	-	2,736	0.10
8	インドネシア	906	39.4	2	△98.7	908	0.03
9	モザンビーク	846	△73.3	7	-	853	0.03
10	セネガル	736	16.8	28	△82.8	764	0.03

### (参考3) 北朝鮮の上位5大輸出品目(令和6年(2024年))

(単位:1,000ドル,%)

品目	2023年	2024年			対中国 輸出比重
		金額	増減率	割合	
調整羽毛及び羽毛製品	167,664	189,384	13.0	52.5	100.0
鉱石、スラグ、灰	33,115	46,606	40.7	12.9	100.0
鉄鋼	34,367	23,436	△31.8	6.5	99.7
鉱物性燃料、鉱油	22,395	22,244	△0.7	6.2	99.8
時計及びその部品	4,212	16,604	294.2	4.6	100.0

<sup>22</sup> 日本貿易振興機構(JETRO)『イランの貿易投資年報』  
[https://www.jetro.go.jp/world/middle\\_east/ir/gtir.html](https://www.jetro.go.jp/world/middle_east/ir/gtir.html)

(出典) KOTRA (大韓貿易投資振興公社) 『2024 北朝鮮対外貿易動向 (KOTRA 資料 25-091)』 (令和 7 年 (2025 年) 7 月 28 日発行) を基に財務省作成

[https://dream.kotra.or.kr/dream/cms/indReport/actionIndReportDetail.do?MENU\\_ID=4630&CONTENTS\\_NO=1&pRptNo=14039&pHotClipTyName=DEEP#](https://dream.kotra.or.kr/dream/cms/indReport/actionIndReportDetail.do?MENU_ID=4630&CONTENTS_NO=1&pRptNo=14039&pHotClipTyName=DEEP#)

- (注) ①北朝鮮が独自に対外貿易の公式統計を発表していないため、各国の公式統計機関等のデータからの推計値  
 ②2024 年の調査対象国は 85 カ国。  
 ③ロシアは公式統計が未発表のため、2024 年度の調査には反映されていない  
 ④なお、HS コード分類に基づき、「調整羽毛及び羽毛製品」には「つけまつげ」や「かつら」が含まれる。

#### (参考 4) イランの主要貿易相手国 (令和 6 年度 (2024 年度))

輸出					輸入 (単位: 100万ドル, %)				
国・地域名	2023年度	2024年度			国・地域名	2023年度	2024年度		
	金額	金額	構成比	伸び率		金額	金額	構成比	伸び率
中国	14,157	14,854	25.7	4.9	アラブ首長国連邦 (UAE)	20,987	21,981	30.4	4.7
イラク	9,351	11,941	20.6	27.7	中国	18,682	19,325	26.7	3.4
アラブ首長国連邦 (UAE)	6,715	7,201	12.4	7.2	トルコ	7,678	12,474	17.2	62.5
トルコ	4,211	6,889	11.9	63.6	ドイツ	2,177	2,430	3.4	11.6
パキスタン	2,111	2,423	4.2	14.8	インド	1,933	1,747	2.4	△9.6
日本	11	10	0.0	△10.9	日本	99	104	0.1	5.1

(出典) 日本貿易振興機構 (JETRO) 『表 1-1 イランの主要国別輸出 (非石油部門) [通関ベース]』、『表 1-2 イランの主要国別輸入 (非石油部門) [通関ベース]』を基に財務省作成

[https://www.jetro.go.jp/world/middle\\_east/ir/gtir.html#page02](https://www.jetro.go.jp/world/middle_east/ir/gtir.html#page02)

- (注) ①イランの会計年度は通常、3月21日ごろ～翌年3月20日ごろ。2024年度は2023年3月20日～2024年3月20日、2023年度は2022年3月21日～2023年3月19日。  
 ②輸出入ともに非石油部門のみ (石油・ガス製品含む)。  
 ③貿易条件は、輸出入ともに FOB と CFR が混在している。  
 ④イラン税関のデータに基づく。

(参考5) ロシアの主要貿易相手国 (令和6年(2024年) 1~9月)

輸出				輸入			
国・地域名	2023年	2024年		国・地域名	2023年	2024年	
	金額	金額	伸び率		金額	金額	伸び率
中国	129,323	129,882	0.43	中国	110,913	115,257	3.92
インド	60,612	66,002	8.89	EU	41,063	34,021	△ 17.15
トルコ	45,669	43,969	△ 3.72	カザフスタン	9,788	9,546	△ 2.47
EU	48,164	36,496	△ 24.23	トルコ	10,907	8,556	△ 21.55
カザフスタン	16,192	18,252	12.72	インド	4,057	4,922	21.32
ブラジル	10,013	10,965	9.51	ブラジル	1,343	1,450	7.97
日本	7,434	5,698	△ 23.35	日本	2,850	2,162	△ 24.14

(出典) 日本貿易振興機構 (JETRO) 『表2: ロシアの国・地域別輸出額推移 輸出 (FOB)』、『表5: ロシアの国・地域別輸入額推移 輸入 (FOB)』を基に財務省作成 <https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2025/519c550387fafa33.html>

(注) ①統計上基準の不整合 (CIF、FOB等) や換算レートの違いにより、ロシア側の発表と数値が一致しない。

②ロシアの各国・地域への輸出額は、相手国側が統計に計上したロシアからの輸入額。

③ロシア連邦税関局、GAT、TradeMap、アラブ首長国連邦 (UAE) 連邦競争・統計局、ウズベキスタン大統領府付属統計庁、ベラルーシ統計局、各種報道のデータに基づく。

(参考6) ロシアの品目別輸出 (令和6年(2024年) 1~9月)

通関ベース、輸出 (FOB)	(単位: 100万ドル、%)			
品目	2023年	2024年 (1~9月)		
	金額	金額	構成比	伸び率
鉱物製品	260,127	197,681	62.1	3.1
貴石・金属および同製品	60,026	45,118	14.2	△ 6.2
食料品・農産品 (繊維を除く)	43,058	30,983	9.7	△ 4.0
化学品・ゴム	27,205	19,888	6.3	△ 1.9
機械・設備・輸送用機、その他の物品	22,927	15,179	4.8	△ 3.7
木材・パルプ製品	9,860	7,584	2.4	0.8

(出典) 日本貿易振興機構 (JETRO) 『表7: 2022~2024年 1~9月のロシアの品目別輸出 (通関ベース) 輸出 (FOB)』を基に財務省作成 <https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2025/519c550387fafa33.html>

(注) ロシア連邦税関局のデータに基づく。

(参考 7) 日本の貿易相手上位国・地域 (令和 6 年 (2024 年))

(単位: 1,000 ドル,%)

順位	国・地域名	日本の輸入相手国		順位	国・地域名	日本の輸出相手国	
		金額	増減比			金額	増減比
1	中華人民共和国	167,809,756	△ 3.7	1	米国	140,948,238	△ 2.2
2	米国	83,883,661	1.6	2	中華人民共和国	124,819,696	△ 1.3
3	オーストラリア	53,132,251	△ 18.7	3	韓国	46,547,844	△ 1.0
4	アラブ首長国連邦	36,976,407	△ 0.1	4	台湾	45,431,984	5.6
5	韓国	31,543,006	1.5	5	香港	36,029,151	10.5
6	台湾	30,614,191	△ 14.3	6	タイ	26,648,088	△ 9.4
7	サウジアラビア	29,944,219	△ 13.9	7	シンガポール	19,870,952	5.4
8	ベトナム	26,857,240	3.9	8	ドイツ	17,427,478	△ 10.1
9	タイ	24,772,816	△ 3.9	9	インド	17,258,203	8.1
10	インドネシア	23,451,905	△ 4.3	10	ベトナム	17,116,042	△ 0.4
24	インド	6,459,130	14.3	11	オーストラリア	16,015,745	△ 4.6

(出典) 日本貿易振興機構 (JETRO) 『表 1 地域別貿易概況 (2024 年 (確々報値))』を基に財務省作成 <https://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/trade/>

(注) 赤字は「(参考 2) 北朝鮮の 10 大貿易相手国」に記載のある国・地域。

我が国では、北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物の輸入が禁止されているが、北朝鮮からの不正輸入が確認されている (国内事例 1～5 参照)。

上述の脅威に対しては、外為法に基づく資産凍結措置等を講じている (第 4 章参照)。政府としては、今後も引き続き、拡散金融上のリスクとされている国・地域との取引について慎重な対応を推進するとともに、これらの国との第三国を経由した迂回取引についても、最新情報及びデータに基づき検証を進めていく必要がある (国内事例 6～8 参照)。

また、民間事業者等においても、こうした注意を要する国・地域及び品目に係る取引に特に着目し、リスクに応じた適切な対応を実施することが有用である。

近年では、懸念国が大量破壊兵器等を国外に不正輸出する際に、書類偽造や輸送経路の多様化等によって巧妙に国際的な監視を回避しつつ、移転を継続しているとの指摘もある<sup>23</sup>。日本国内において、大量破壊兵器等が持ち込まれた検挙事例等は現時点では確認されていないものの、こうした懸念国等による迂

<sup>23</sup> 防衛省・自衛隊『令和 7 年版防衛白書』

<https://www.mod.go.jp/j/press/wp/wp2025/html/n140604000.html>

回輸入に対しては、国際的な協調のもとで対応を進めていく必要がある。

## ② ヒト：北朝鮮籍の者へ送金等を行おうとする主体

我が国から北朝鮮向けの送金は原則禁止されており、北朝鮮籍者の入国も原則禁止とする等、北朝鮮との人的往来について広範な規制が講じられている。

北朝鮮に対する支払原則禁止措置に関連して、中国東北地域の3省（遼寧省、吉林省、黒竜江省）には、従来から北朝鮮からの出稼ぎ労働者等が存在し、これらの地域に向けた海外送金には特に注意が必要とされている（国内事例9～10参照）。

一方で、周辺国や第三国の中には、北朝鮮籍者の往来を禁止していない国・地域もあり、中には、北朝鮮労働者の受け入れを行っている例も存在する。我が国から、これらの国・地域に所在する北朝鮮籍者への送金においては、合法・非合法な取引であるかを問わず拡散金融に該当するものが含まれている可能性がある。上記の観点から、北朝鮮当局等により派遣され、周辺国等の第三国において報酬を得ている北朝鮮籍の労働者等のように、北朝鮮当局等による拡散金融に係る資金調達に貢献する者への送金等を行おうとする主体は脅威と考えられる（海外事例4～5参照）。

また、MSMT 報告書第2回によれば、北朝鮮は、令和6年（2024年）にIT労働者を通じて約3億5千ドルから8億ドルを獲得した可能性が高い<sup>24</sup>。北朝鮮のIT労働者による活動は、手口の一層の巧妙化が進んでおり、世界的にその標的を拡大させていることが指摘されている<sup>25</sup>。さらに、北朝鮮のIT労働者が情報窃取等の北朝鮮による悪意あるサイバー活動に関与している可能性も指摘されており、その脅威は一層高まっている状況にある（海外事例6参照）。

我が国に関しても、北朝鮮のIT労働者が日本人になりすまして、日本企業等が提供する業務の受発注のためのオンラインプラットフォームを利用して業務を受注する等して収入を得ている事例が確認されている（国内事例11～14参照）。

政府としては、今後も引き続き、そうした特に厳格な審査を必要とするような国・地域、国際的な監視を免れるスキーム等がないか、最新の取得可能なあらゆるデータに基づいて検証していく必要がある。

また、民間事業者等もそうした注意を要する国・地域に着目しながら、取引

<sup>24</sup> Multilateral Sanctions Monitoring Team (MSMT), *The DPRK's Violation and Evasion of UN Sanctions through Cyber and Information Technology Worker Activities (MSMT/2025/2)*, October 22, 2025, <https://msmt.info/Publications/detail/MSMT%20Report/4221>

<sup>25</sup> Federal Bureau of Investigation (FBI), *North Korean IT Worker Threats to U.S. Businesses*, July 23, 2025, <https://www.ic3.gov/PSA/2025/PSA250723-4>

に係る厳格な審査を実施していく必要がある。

### ③ サイバー攻撃等を実施する主体

各種制裁措置が課されている北朝鮮は、国際的な統制をかいくぐり、資金を獲得するための手段としてサイバー攻撃を利用しているとみられる<sup>26</sup>（海外事例7～14参照）。MSMT 報告書第2回によれば、令和6年（2024年）1月から令和7年（2025年）9月の間に、北朝鮮は少なくとも28億米ドルの暗号資産を窃取したとされる。また、北朝鮮による暗号資産への攻撃は回数・規模共に増加しており、攻撃成功までの平均時間を調査すると、全ての規模の攻撃で前年比の減少が見られ、大規模な攻撃をより巧みに、迅速に行うようになっているとされる。これらは北朝鮮のIT労働者に関係しており、身元偽造やリモートワーク等を悪用し、高度な戦術や手順を駆使してアクセスを試みているとされる<sup>27</sup>。

日本において、サイバー犯罪の検挙件数は増加傾向にあり、令和6年（2024年）中の検挙件数は1万3,164件と過去最多を記録する等、近年のサイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いている<sup>28</sup>。令和4年（2022年）10月14日には、数年来、日本の暗号資産交換業者等が北朝鮮当局の下部組織とされるサイバー攻撃グループ（「Lazarus（ラザルス）」）によるサイバー攻撃の標的となっていることが強く推察される状況にあるとの注意喚起を発出し<sup>29</sup>、令和6年（2024年）12月24日には、北朝鮮を背景とするサイバー攻撃グループ（「TraderTraitor（トレイダートレイター）」）が、我が国の暗号資産関連事業者「株式会社DMM Bitcoin」から約482億円相当の暗号資産を窃取したことを公表している<sup>30</sup>（国内事例15参照）。

MSMT 報告書第2回によれば、北朝鮮のサイバー主体は、窃取した資金の出所を分かりにくくし、規制当局による追跡を回避するために、窃取後、ミキシングやブリッジ等の様々なマネロンツールを使用していることが観察さ

---

<sup>26</sup> 防衛省・自衛隊『令和7年版防衛白書』

<https://www.mod.go.jp/j/press/wp/wp2025/html/n140302000.html>

<sup>27</sup> Chainalysis, *The 2025 Crypto Crime Report* (日本語版), January 15, 2025,

<https://www.chainalysis.com/blog/2025-crypto-crime-report-introduction-japanese/>

<sup>28</sup> 警察庁『令和7年版警察白書』<https://www.npa.go.jp/hakusyo/r07/honbun/index.html>

<sup>29</sup> 金融庁・警察庁・内閣サイバーセキュリティセンター『北朝鮮当局の下部組織とされるラザルスと呼称されるサイバー攻撃グループによる暗号資産関連事業者等を標的としたサイバー攻撃について（注意喚起）』（令和4年（2022年）10月14日）

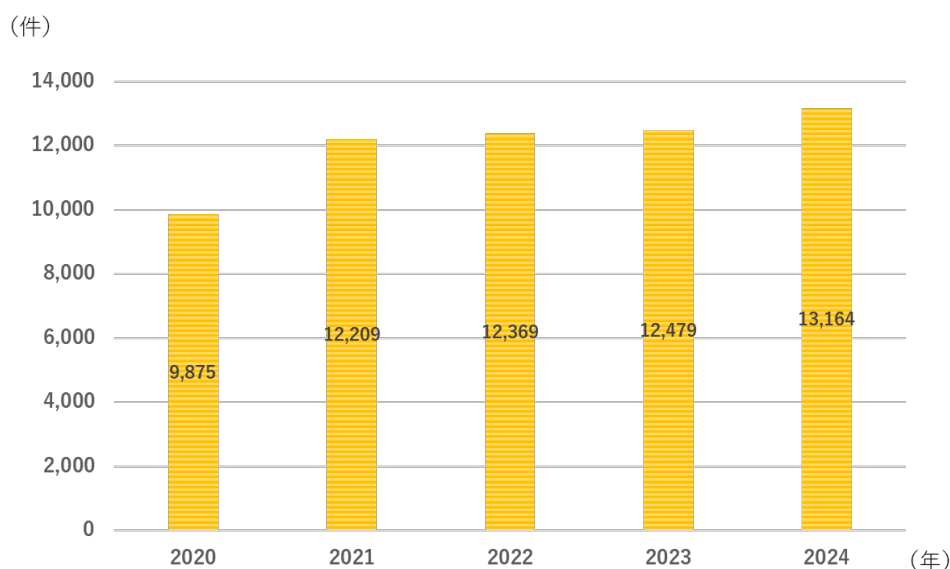
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221014/20221014.pdf>

<sup>30</sup> 警察庁『北朝鮮を背景とするサイバー攻撃グループ TraderTraitor による暗号資産関連事業者を標的としたサイバー攻撃について』（令和6年（2024年）12月24日）

[https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/pdf/020241224\\_pa.pdf](https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/pdf/020241224_pa.pdf)

れている<sup>31</sup>。さらに、ランサムウェア攻撃<sup>32</sup>を受けた際に、暗号資産による支払いを要求され、応じなければ更に大規模な攻撃を実施すると予告されるものや、そうした対価の支払いに暗号資産が利用されている事例も発生している（海外事例 15～16 参照）。

### （参考 8）サイバー犯罪の検挙件数の推移



(出所) 警察庁『令和 7 年版警察白書』より財務省作成

## （2）モノ・技術の流出に係る主体

大量破壊兵器等の開発等を行うためのモノ・技術が、日本から流出してしまう場面を想定し、そうした場面において資金を獲得しようと試みる者やそれに関与する者を拡散金融の脅威として想定する。我が国は高度な技術やそうした高度な技術を活用したモノを保有しており、それらが大量破壊兵器等の開発等を行う国等に渡った場合、国際的な脅威となり情勢が不安定化するおそれがあ

<sup>31</sup> 取引のデータにおける入力や出力に、他の無関係なアドレスを記入し本来のアドレスと混在させることによって、第三者による取引の追跡やアドレスの名寄せをより困難にする「ミキシング」といった手法や、異なるブロックチェーン間の暗号資産を交換するための「ブリッジ」を複数回使用し、「チェーンホッピング」を行うことで取引間のリンクを断ち切ることにより暗号資産の追跡を困難にするといった手法が存在。こうした手法の一部に対しては、取引履歴を解明する技術やツールの普及も見られるが、技術の進展と犯罪手法の高度化の拮抗は続いている。

<sup>32</sup> ランサムウェアとは、感染するとパソコン等に保存されているデータを暗号化して使用できない状態にした上で、そのデータを復号する対価（金銭や暗号資産）を要求する不正プログラムのこと。

警察庁『ランサムウェア被害防止対策』

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/countermeasures/ransom.html>

る。

① デュアルユース品等の提供を行うことで資金を獲得する主体及びその送金に関わる者

我が国においては、品質・技術力の高い民間・軍事の両方の用途をもつデュアルユース品が存在し、それらが、大量破壊兵器等の開発等の目的で日本のインフラ等を使用して調達等された場合、輸出入の目的や経路の特定が難しく、証拠隠滅や制裁回避・迂回が容易となることから、拡散金融の脅威の一つと考えられる（国内事例 16～23）。

我が国の輸出管理制度では、国際合意により輸出規制を行うこととなっている品目以外であっても、デュアルユース品など、その品目が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合には輸出許可が必要になる。経済産業省では、本制度の実効性向上のため、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国の企業・組織を掲載している「外国ユーザーリスト」<sup>33</sup>を公表している。外国ユーザーリストに掲載されている企業等に輸出等を行う場合には、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要になる。

また、どういった品目が、デュアルユース品として事前の輸出許可を必要とするかについては、経済産業省が周知をしているものの、民間事業者側の理解が不十分なままそれらの商品の輸出入を行い、違反であると認定されてしまうケースも見受けられる。

経済産業省では、法令違反の未然防止はもとより、国際平和及び企業の技術流出の防止を目的として、中小企業等を対象に従前よりアウトリーチを実施している。

---

<sup>33</sup> 令和7年10月9日改正時点で北朝鮮には154、イランには257の企業・組織が外国ユーザーリストに登録されている。

経済産業省『外国ユーザーリスト』（令和7年（2025年）10月9日適用）

<https://www.meti.go.jp/press/2025/09/20250929006/20250929006.html>

### (参考9) デュアルユース品の懸念用途と民生用途

	懸念用途	民生用途
工作機械	ウラン濃縮用遠心分離機の製造 	自動車の製造や切削 
シアン化ナトリウム	化学兵器の原材料 	金属めっき工程 
ろ過器	細菌兵器製造のための細菌抽出 	海水の淡水化 
炭素繊維	ミサイルの構造材料 	航空機の構造材料 

(出所) 経済産業省資料より抜粋

### (参考10) 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

(令和4年12月6日時点)

品目	懸念される用途	品目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル (TBP)	核兵器	25. プリブレグ製造装置	ミサイル
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル	26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル
3. チタン合金		27. ジャイロスコープ	ミサイル
4. マルエージング鋼	28. ロータリーエンコーダ		
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器	29. 大型トラック (トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)	
6. しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル	30. クレーン車	
7. 数値制御工作機械		31. 密閉式の発酵槽	生物兵器
8. アイソスタチックプレス		32. 遠心分離機	
9. フィラメントワインディング装置	33. 凍結乾燥機		
10. 周波数変換器	核兵器	34. 耐食性の反応器	ミサイル、化学兵器
11. 質量分析計又はイオン源		35. 耐食性のかくはん機	
12. 振動試験装置	核兵器、ミサイル	36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	
13. 遠心力釣り合い試験器		37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー		38. 耐食性の充てん用の機械	
15. 大型の非破壊検査装置	核兵器	39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機 (UAV) (娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	ミサイル、生物・化学兵器
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置		40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	化学兵器
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置		41. N-(1-フェネチル-4-ヒペリジン)アロピオンアミド (別名フェンタニル) (437-38-7), N-[1-[2-(4-エチル-5-オキソ-2-テトラヒドロリン-1-イル)エチル]-4-(メチルピロリ)-4-ヒペリジン]アロピオンアミド (別名フルフェンタニル) (71195-58-9), 4-カルボキシフェンタニル-4-(N-フェニル)ピペリジン (別名フェンタニル) (59708-52-0), 1-(2-メチルピロリ)ニコチン-4-(フェニル)アロピオンアミド (別名フルフェンタニル) (132875-61-7), N-[4-(メチルピロリ)-1-[2-(2-フェニル)エチル]-4-ヒペリジン]アロピオンアミド (別名フェンタニル) (56030-54-7)	
18. 大型発電機		核兵器、ミサイル	
19. 大型の真空ポンプ	核兵器		
20. 耐放射線ロボット	核兵器		
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機		ミサイル	
22. 放射線測定器			
23. 微粉末を製造できる粉砕器			
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置			

(出所) 経済産業省『安全保障貿易管理ガイダンス [入門編] 第二版』より抜粋

企業側の意図しない違反に加え、今日の流通形態の複雑化に伴い、懸念のある主体が、実際のエンドユーザーの姿を隠しつつ、様々な手法を用いて、機微技術や軍事転用可能な貨物・技術を巧妙に獲得している可能性もある。CPFSES においては、フロントカンパニーや実態のないペーパーカンパニー等の第三国の仲介者を經由することや書類の偽造等により、デュアルユース商

品の経路、最終目的地、原産国に関する情報を隠匿し、各国の輸出規制を回避するスキームが報告されている（海外事例 17～18 参照）。加えて、日本国内では合法的な手続をしているにも関わらず、流通の過程で輸出管理が厳格に実施されていない第三国を経由することによって、大量破壊兵器や通常兵器等の開発等を行っている国等へ転売されてしまうケースもある（国内事例 24 参照）。

輸出入に関わる企業が拡散金融に係る取引を疑う際には、例えば以下のような不審な点<sup>34</sup>を端緒とするほか、CPFSES レポートに記載されている顧客行動、取引、貿易活動のカテゴリーごとのリスク指標を確認することも、拡散金融の兆候を把握する上で有効である<sup>35</sup>。

- ・ 顧客がデュアルユース品、輸出管理対象品、技術的背景がない又は顧客の事業内容等と一致しない複雑な設備の貿易取引を行う。こうした品目の決済に顧客が個人口座を使用する。大学や研究機関に所属する顧客が、デュアルユース品や輸出管理対象品目を扱う。
- ・ 製造業や貿易会社である顧客が工業製品の取引やその他の貿易取引において現金を使用する。そうした可能性を示すものとして、預金口座の残高が急増し、その後現金が引き出される。
- ・ 貿易取引の商品の最終仕向の相手方が運送会社である又は輸入者と異なる。
- ・ 契約書、請求書、貿易関係書類等の間で記載内容（取引関係者、商品の数量、価格等）が不整合である又は不備がある。信用状等から特定できない者からの又は当該者向けの送金等の指示がある。
- ・ 運搬費用に対して貨物の申告価格が低い。
- ・ 出荷先の国の技術水準に見合わない商品の輸出が行われる。
- ・ 明確な目的なく複数の商品仕向地がある、頻繁に船籍を変更する、小型又は旧型の船舶を利用することを含め、回りくどい方法で商品の輸送が行われる。
- ・ 口座開設の承認前に、顧客がデュアルユース品や輸出管理対象品に係る信用状の発行を求める。
- ・ 複数の銀行口座や、暗号資産等の複雑または通常と異なる決済ルートが利用されている場合。

---

<sup>34</sup> 財務省『外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン Q&A』（令和 7 年（2025 年）7 月 1 日）

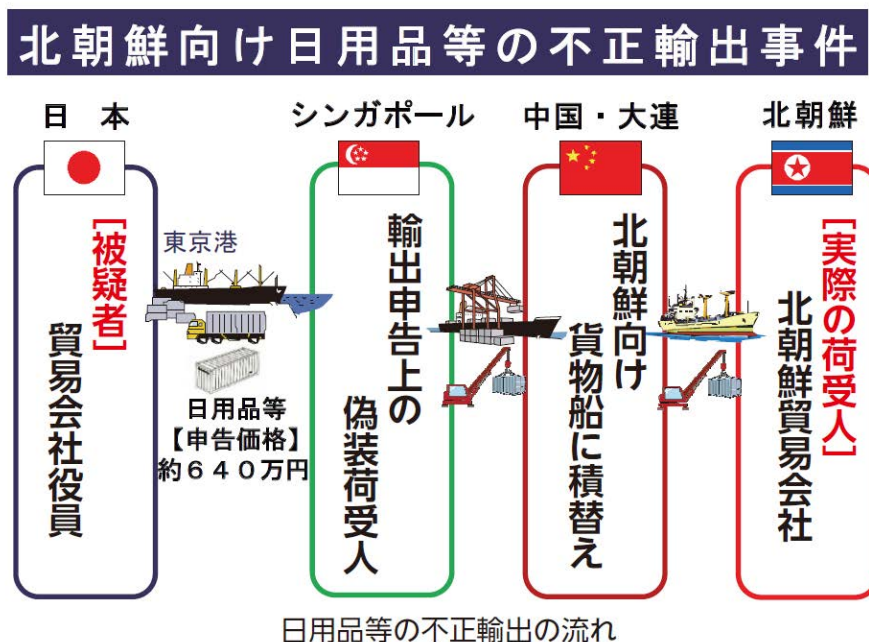
[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/inspection/guideline\\_index.htm](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/inspection/guideline_index.htm)

<sup>35</sup> 財務省『金融活動作業部会（FATF）レポート「複雑化する拡散金融と制裁回避スキーム」（仮訳）』[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/amlcftcpf/Complex-PF-Sanctions-Evasions-Schemes\\_Japanese.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/Complex-PF-Sanctions-Evasions-Schemes_Japanese.pdf)

- ・デュアルユース機器又は技術など、通常の事業と無関係な品物の出荷、出荷指示における最終荷受人または出荷先等の急な変更指示がある。
- ・関係する国が当該商品を通常輸出又は輸入しない等通常の貿易パターンに反する商取引。また、貿易取引に明確な根拠がなく、多額の支払いについて合理的な理由が示されていない場合。
- ・商品が懸念国を経由、またリスクの高い積み替え地域で営業している貨物輸送会社が関与する取引。
- ・インボイス等にエンドユーザーが記載されていない、エンドユーザーを隠すための虚偽の契約書が使用されている疑いがある、請求書と貨物情報（貨物の種類、重量、金額、仕向地）の不一致がある。

また、北朝鮮に関して、デュアルユース品以外の食品、衣料品等の日用品について、北朝鮮を仕向地とする不正輸出や、第三国を経由した北朝鮮への迂回輸出を行う又は行おうとする主体が存在し、当該主体及びその送金に関わる者等が脅威として考えられる。北朝鮮向けの不正輸出事件では、2カ所を経由させる二重迂回の手口等も用いられている。

(参考 11) 北朝鮮向け日用品等の不正輸出事件



(出所：警察庁)

(参考 12) 我が国における不正輸出の取引相手国・地域と、不正輸出の処分事由で行政処分を受けた法人・個人の業種・属性

一般社団法人安全保障貿易センターが公表する外為法違反事例及び警察庁が公表する対北朝鮮措置に係る事件一覧によると、不正輸出に伴う行政処分を受けた事例における、主な取引相手国・地域（仕向地、経由地）は次の通り（下線は、平成 30 年（2018 年）以降に処分された事例における仕向地、経由地）。

分類	内容
仕向地	<u>北朝鮮</u> 、 <u>中華人民共和国</u> 、大韓民国、ミャンマー連邦、タイ王国、シンガポール共和国、マレーシア、イラン、フィリピン、インドネシア、米国、東ドイツ（ドイツ民主共和国）、ポーランド
経由地	<u>香港</u> 、 <u>中華人民共和国</u> 、 <u>中華人民共和国（大連）</u> 、大韓民国、大韓民国（釜山）、シンガポール共和国、マレーシア、台湾、イラン

また、行政処分を受けた法人や個人の業種や属性について、主なものを類型化して抽出すると以下のとおり（下線は、平成 30 年（2018 年）以降に処分された事例における業種や属性）。

**法人**

- 貿易会社（化学品、建築材、PC、海産物、日用品、機械装置、自動車等）
- 製造業（半導体、電子機器、輸送用機械、繊維 等）
- 産業廃棄物運搬業
- 運送業
- EC サイト運営会社
- 卸売業
- 旅行代理店

**個人**

- 会社役員
- 元会社役員
- 北朝鮮旅行者
- 無職少年
- 日朝友好協会関係者

以上のように、デュアルユース品や日用品等が、懸念国を仕向地とする不正輸出や第三国を経由した懸念国への迂回輸出により、日本から懸念国に輸出さ

れている事例が存在する。その手口は巧妙化しており、デュアルユース品等の提供を行うことで資金を獲得する主体及びその送金に関わる者は脅威と考えられる。

## ② 無形技術移転等を行うことで資金を獲得する主体及びその送金に関わる者

我が国は、世界中で利用されている先端技術に関する情報や最先端の高性能製品を数多く有しており、これらの技術情報等の中には、使用方法によっては軍事用途に転用可能なものも含まれる。そのほか、懸念国が、先進国の主要企業や学術機関等に派遣した自国の研究者や留学生等を通じて、大量破壊兵器等の開発・製造に応用し得る先端技術を入手する無形技術移転も懸念されている。合法的な活動であったとしても、大量破壊兵器の拡散行為に悪用される可能性があり、外為法上の不備事項も指摘されている（国内事例 25 参照）。

実際に無形技術移転により大量破壊兵器拡散行為に悪用された事例が多く認知されているわけではないものの、先端技術に関する情報や製品を有する我が国においては、こうした技術移転により大量破壊兵器開発のための資金を獲得しようとする者は、脅威と考えられる。

## ③ 「瀬取り」等の活動を行うことで資金を獲得する主体及びその送金に関わる者

我が国は、四方を太平洋、オホーツク海、日本海及び東シナ海に囲まれた島国で、他国との人の往来や物流は海空港を經由して行われている。

国連北朝鮮専門家パネル報告書では、北朝鮮の「領海」及び「EEZ（排他的経済水域）」内等での石油精製品等の違法な「瀬取り」が行われている実態が指摘されている<sup>36</sup>。この点、国連安保理決議において、全ての加盟国は、北朝鮮船籍の船舶との間でのいかなる物品又は品目の供給・販売・移転及び船舶間の移転を容易にする又は関与することが禁止されている（国連安保理決議第 2375 号 11 等）。これを受けて、防衛省・自衛隊では、警戒監視活動の一環として、海上自衛隊の艦艇等により国連安保理決議違反が疑われる船舶についての情報収集を行っている。

CPFSES レポートにおいても「瀬取り」を悪用し、貨物の経路や仕向地を偽造し、制裁を逃れるリスクが高いと指摘されている。

我が国において、これまで（令和 7 年（2025 年）10 月末時点）に防衛省から「瀬取り」の実施が強く疑われる事例として 24 件が公表されている。

海上保安庁が摘発している北朝鮮関連の拡散金融に係る「瀬取り」、密輸、

---

<sup>36</sup> 北朝鮮による石油精製品等の「瀬取り」については、毎年国連北朝鮮専門家パネル報告書で指摘されていた。

密航等はなく、令和6年（2024年）12月末時点までに海上保安庁が、北朝鮮の不審船・工作船<sup>37</sup>として摘発した事例において、大量破壊兵器の開発等に繋がっていると判断したものはない。なお、これら制裁逃れや資金移転に係る「瀬取り」ではないが、令和7年（2025年）1月には、海上保安庁において、令和元年（2018年）以降5年ぶりとなる小型船舶を利用した「瀬取り」による薬物密輸入事犯等、複数の「瀬取り」による密輸入事犯が摘発され、薬物等の密輸が水際で阻止された<sup>38</sup>。

### （参考13）北朝鮮関連船舶による違法な洋上での物資の積替え（「瀬取り」）<sup>39</sup>

北朝鮮船籍タンカー名	相手船籍	事案発生日
1 Rye Song Gang 1号	ドミニカ国籍タンカー Yuk Tung号	平成30.1.20
2 Rye Song Gang 1号	ベリーズ船籍タンカー Wan Heng 11号	平成30.2.13
3 Yu Jong 2号	船籍不明の小型船舶 閩宁德油078	平成30.2.16
4 Chon Ma San 号	モルディブ船籍タンカー Xin Yuan 18号	平成30.2.24
5 JI SONG 6号	中国国旗とみられる旗を掲揚した船籍不明の小型船舶	平成30.5.19
6 SAM JONG 2号	船籍不明のタンカー	平成30.5.24
7 YU PHYONG 5号	船籍不明の小型船舶	平成30.6.21・22
8 AN SAN 1号	船籍不明の船舶	平成30.6.29
9 NAM SAN 8号	中国国旗とみられる旗を掲揚した船籍不明の船舶	平成30.7.31
10 AN SAN 1号	船籍不明の小型船舶	平成31.1.18
11 SAEBYOL号	船籍不明の小型船舶	平成31.3.2
12 YU SON号	船籍不明の小型船舶	平成31.3.20・21
13 AN SAN 1号	船籍不明の小型船舶（2隻）	令和元.5.13・14
14 MU BONG 1号	船籍不明の船舶	令和元.11.13
15 NAM SAN 8号	船籍不明の小型船舶	令和元.12.16・17
16 CHON MA SAN 号	明波 5 との表示がある船籍不明の船舶	令和2.1.12

令和6年（2024年）のクルーズ船の我が国港湾への寄港回数は、コロナ前

<sup>37</sup> 海上保安庁では、昭和23年の発足以来、令和6年12月末時点までに21隻の不審船・工作船を確認している。これらの不審船・工作船は、平成13年の九州南西海域における工作船事件にみられるように、覚せい剤の運搬や作業員の不法出入国等の重大犯罪に関与している可能性が高く、我が国の治安を脅かす不審船・工作船の活動の未然防止は重要な課題である。

海上保安庁『海上保安レポート2025年』

[https://www.kaiho.mlit.go.jp/info/books/report2025/html/honpen/2\\_11\\_chap6.html](https://www.kaiho.mlit.go.jp/info/books/report2025/html/honpen/2_11_chap6.html)

<sup>38</sup> 海上保安庁『令和6年の密輸・密航等取締り状況について（速報値）～小型船舶を利用した瀬取りによる密輸入事犯を複数件摘発～』

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/post-1173.html>

<sup>39</sup> 防衛省・自衛隊『北朝鮮関連船舶による違法な洋上での物資の積替えの疑い』

<https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/sedori/index.html>

ピーク水準（2018年）の約85%まで回復しており<sup>40</sup>、従来の国際的な物流・人流が戻りつつある中、今後増加する船舶の往来にまぎれて「瀬取り」による密輸等が行われるリスクが高まることも、大きな脅威である。

そうした違法な「瀬取り」が行われる場合、当該取引にあたっては金融機関等<sup>41</sup>を経由しない現金取引が利用されている可能性が高く、金融機関等において厳格な確認を行うことは非常に困難と想定される。しかしながら、例えば、製造業や貿易会社である顧客が工業製品の取引やその他の貿易取引において現金を使用することや、そうした可能性を示すものとして、預金口座の残高が急増し、その後現金が引き出されること等が確認された場合には、金融機関等において重点的な確認を行うことが考えられる。

### （3）制裁対象者含む日本等に所在する不透明な企業を利用する主体

大量破壊兵器の拡散に対する資金供与の移転手段は、フロントカンパニーや合弁企業等の使用が指摘されており、この点はマネロン等と異なるものではない。現に、国連安保理決議第2270号（主文16）において、北朝鮮は、制裁に違反する目的で、フロントカンパニー、シェルカンパニー、合弁企業及び複雑かつ不透明な所有構造を有する法人を頻繁に使用していることに留意する旨記載されている（海外事例19参照）。CPFSESレポートにおいても、北朝鮮は国際的な金融システムにアクセスするために、法人の実質的支配者を隠蔽する手法を頻繁に使っているとされ、外国を拠点とするフロントカンパニー等を使って真の顧客、受益者及び取引目的を隠蔽するとされている（海外事例20参照）。

日本において、制裁対象者による拡散金融に係る検挙事例等は確認されていないが、フロントカンパニーや傘下企業等、不透明な企業を利用する主体及びその送金に関わる者は脅威と考えられる。

こうした状況は、各国国内の法人登録に関するルールへの対応が不十分であることで更に悪化しており、制度上の不備により、金融機関による海外送金の際の取引時確認や制裁措置に係るコンプライアンスの確保が事実上不可能になっているとの指摘もある<sup>42</sup>。

---

<sup>40</sup> 国土交通省『訪日クルーズ旅客数及びクルーズ船の寄港回数（2024年速報値）』（令和7年（2025年）2月28日）[https://www.mlit.go.jp/report/press/port04\\_hh\\_000500.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/port04_hh_000500.html)

<sup>41</sup> FATFの定義では、「金融機関等」とは、銀行、生命保険会社、損害保険会社、金融商品取引業者、貸金業者、資金移動業者、暗号資産交換業者、両替業者、ファイナンスリース業者、クレジットカード業、信託会社等を指す。

<sup>42</sup> United Nations Security Council, *Midterm report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2515 (2020)*, August 28, 2020, [https://main.un.org/securitycouncil/en/sanctions/1718/panel\\_experts/reports](https://main.un.org/securitycouncil/en/sanctions/1718/panel_experts/reports)

## 第3章 拡散金融の脆弱性及びリスク

### 1. 前提

「FATF 拡散金融ガイダンス」では、拡散金融の「脆弱性（Vulnerabilities）」について以下のように定義している。

脆弱性とは、「脅威」によって悪用され得るものや、拡散金融に係る対象を特定した金融制裁の違反、不実施、回避を支援又は促進し得るようなもののことを指す。

第2章において記載したとおり、拡散金融における「脅威」とは、関連する国連安保理決議によって指定された団体及び個人に限らない。また「脆弱性」として、国がとっている一連の対策の弱点や、拡散金融に利用されやすい特定の金融サービスや貿易取引の類型等について評価することが求められている。

令和3年(2021年)8月に公表されたFATF 第4次対日相互審査報告書<sup>43</sup>は、日本と北朝鮮との地理的な近接性や、日本の国際金融センターとしての役割の大きさ、国際貿易における重要性等の点から、我が国は拡散金融について大きな脆弱性に晒されているとしている。

#### ～FATF 第4次対日相互審査報告書（抜粋）～

300. 北朝鮮の大量破壊兵器拡散は、日本の存続に関わる脅威である。また、北朝鮮による歴史的な違法行為、特に1970年代後半から1980年代初めにかけて少なくとも17名の日本人を拉致したことは、北朝鮮関連の脅威に対する国民の意識を高め続けている。その結果、拡散金融関連の対象を特定した金融制裁の実施を含め、日本は北朝鮮の大量破壊兵器拡散に対処するための法的措置を講じ多大なリソースを投入してきた。しかし、日本は、北朝鮮との地理的近接性（他の近隣諸国との海上貿易等）や、国際貿易において重要な役割を果たす地域的・世界的な金融センターとしての役割から、直接的又は間接的に拡散金融の重大な脆弱性に晒されている。

### 2. 国際的に分析されている拡散金融の脆弱性

CPFSES レポートでは、現在の拡散金融の脆弱性を次のように評価している。

<sup>43</sup> 財務省『第4次対日相互審査報告書（令和3年8月30日）（仮訳）』  
[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/amlcftcpf/3.efforts.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/3.efforts.html)

## (1) 国家レベルの脆弱性分析

### ① 地理的及び人口統計学的要因

国連安保理決議に基づく制裁や各国による独自制裁の対象となる国に地理的に近接していることは、国境を越えて資産を移動させる不正ネットワークの機会を生み出しうる。また、制裁を受けた国の近接諸国は、重要な航路や貿易ルートを提供し、脆弱性を高めている。東アジアの国々は北朝鮮、中東の国々はイランのための不正な資金経路を作り出す可能性があるほか、国連制裁対象地域の外交官やその他の代表者が、制裁回避に関与する事例が報告されている。

### ② 経済及び貿易要因

拡散金融及び制裁回避を目論む主体は、国際金融センターとして機能している国や主要な港湾や物流インフラを有する国を標的としている。こうした国は、国際金融のハブとして提供するサービスの幅広さ、世界的資金フローの規模の大きさ、開放経済における輸送活動といった点で、金融やデュアルユース品の輸送に悪用されやすく、脆弱性が高い。

### ③ 規制要因

各国がマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の法整備を進める一方、一部の国では規制や法律の枠組みがなく、制裁義務や輸出規制等を適用できていない。規制されていないセクターや暗号資産関連事業者のような監視が不十分なセクターでは、複雑な制裁回避の検知が困難となり、法人の実質的支配者の透明性に関する法規制が脆弱であれば、拡散金融リスクは更に高まる。

### ④ その他の要因

大量破壊兵器の開発に関連する技術や物品の生産国は、拡散金融リスクやデュアルユース品の規制に対し脆弱になりやすい。また、大規模な防衛部門を持つ国はそうした物品の材料、製品、サービスを提供するために相当数の組織を必要とし、これらの複雑なサプライチェーンが悪用される可能性がある。

## (2) セクターレベルでの脆弱性分析

### ① 銀行及びその他の金融セクター

拡散金融に対して最も脅威に晒されるセクターとして、まず、国境を越えた取引に従事する銀行及び保険を含むその他の金融セクターが挙げられる。脅威の主体は、複数の口座、偽造貿易文書、取引の階層化等、解明を困難にする様々な手法を用いて、資金の流れの本質と目的を隠蔽する。

### ② 暗号資産及び暗号資産サービスプロバイダー

多くの国々において、暗号資産は、伝統的な金融監督を回避する目的も含め、

国境を越えた資金移動の手段として利用されている。拡散金融を目論む主体は、暗号資産及び暗号資産サービスプロバイダーに関連するマネロン・テロ資金供与・拡散金融の規制が各国で統一されていない点を悪用していると考えられる。例えば、大規模な暗号資産窃取によって得られた収益の洗浄過程において、匿名性強化型暗号通貨（AEC）と各種サービスを組み合わせることで、暗号資産取引の匿名性を更に高めようとしている動きがみられる。こうした新しく複雑な暗号資産の利用は、取引の追跡や資金の真の出所・送金先を特定することを極めて困難にしている<sup>44</sup>。

### ③ 新たな代替決済インフラ、その他のセクター

一部の国家主体や非国家主体は、制裁執行に関連する従来の金融チャネルを回避するために、現地通貨決済の利用促進や、SWIFTの代替手段、P2P取引等、新たな代替決済インフラを利用している。

また、貴金属・宝石取引業者等も国境を越えて資金を移動させる手段を提供しうるセクターであり、拡散金融上のリスクにさらされやすい。このほか、各国において、航空、IT、海事、原子力、造船業等も、デュアルユース品や技術との関連性から、悪用されやすいと分析されている。

## 3. 日本における脆弱性

上記1及び2を踏まえ、日本における脆弱性を以下の分類に従って概観する。

- (1) 北朝鮮との地理的近接性
- (2) 開かれたアジア有数の金融システム
- (3) 高い技術を誇る企業の集積と開かれた経済体制

### (1) 北朝鮮との地理的近接性

我が国は北朝鮮と地理的に近接しており、その地理的近接性ゆえに、他国と比べて物流や人的往来を通じた拡散金融に対する脆弱性が高いと考えられる。そもそも、我が国は島国であり、他国との人の往来や物流は海空港を経由して行われる点に加え、国内のエネルギー資源等が少ないことから、他国との貿易は質・量の両面からも必要不可欠である。こうした状況の中で、北朝鮮との地理的近接性により、歴史的にも朝鮮半島との間で人の往来や物流が広く行われていたことに加え、北朝鮮と関係の深い近隣諸国等を通じて拡散金融に係る貿

<sup>44</sup> 国連北朝鮮専門家パネル報告書では、大量破壊兵器拡散への資金提供を防ぐために FATF の暗号資産に関するガイダンスを可能な限り早く実施するよう勧告している。

United Nations Security Council, *Midterm report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2627 (2022)*, September 7, 2022, [https://main.un.org/securitycouncil/en/sanctions/1718/panel\\_experts/reports](https://main.un.org/securitycouncil/en/sanctions/1718/panel_experts/reports)

易や関連する資金移動が生じるリスクに晒される。また、前章で述べたような、北朝鮮と迂回貿易取引や迂回送金を行おうとする主体や、「瀬取り」等を行おうとする主体がこのような状況を悪用することが考えられる。

## (2) 開かれたアジア有数の金融システム

我が国は、グローバルな金融の中心として高度に発達した金融セクターを有しており、世界有数の国際金融センターとして相当額の金融取引が行われている。例えば、東京証券取引所は、上場会社時価総額で世界を代表する取引所である<sup>45</sup>。また、金融システムは、全国的に張り巡らされアクセスが容易なうえ、迅速かつ確実に資金を移動させることができる<sup>46</sup>。さらに、FSB（金融安定理事會）が令和7年（2025年）に指定したグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs（Global Systemically Important Banks））29行のうち、3行が我が国のメガバンクである。加えて、日本全体での資産運用残高は大きく増加<sup>47</sup>しており、特に、潤沢な個人金融資産<sup>48</sup>がある。

一方、このようにグローバル化し、高度に発展した我が国の経済的環境は、拡散金融を企図する国内外の者に対して、マネロン等と同様に様々な手段・方法を提供することとなり、脆弱性の一つとなり得る。これらの者は、世の中に存在する様々な取引や商品・サービスの中から最も適した手段・方法を選択する。拡散金融における資金の出所は合法・非合法であるかを問わないが、アジア有数の国際金融センターであるがゆえに、拡散金融に関連した取引が我が国

---

<sup>45</sup> 令和7年（2025年）10月末時点の我が国の株式時価総額は約1,168兆円。

株式会社 日本取引所グループ『月末時価総額（2025年10月）』

<https://www.jpx.co.jp/markets/statistics-equities/misc/02.html>

<sup>46</sup> 令和6年（2024年）3月末時点の主要金融機関の店舗数は37,181店舗（うち海外に所在する店舗は172店舗）で、ATMは約8万3,000台が設置されており、金融システムへのアクセスが容易である。

国家公安委員会『令和7年犯罪収益移転危険度調査書』（令和7年（2025年）11月）

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm>

<sup>47</sup> 金融庁『日本でのビジネス機会』

<https://www.fsa.go.jp/internationalfinancialcenter/why-japan/business-opportunities/>

<sup>48</sup> 日本における資産運用会社の運用受託残高は、令和7年（2025年）6月末時点で約1,059兆円に増加。また、我が国の家計金融資産は、同時点で約2,239兆円に増加。なお、国内資産運用会社の運用受託残高については、日本投資顧問業協会及び投資信託協会のホームページで公表されている統計をもとに、家計金融資産については、日本銀行の資金循環統計をもとに金融庁算出。

一般社団法人 日本投資顧問業協会『統計資料』<https://www.jiaa.or.jp/toukei/>

一般社団法人 投資信託協会『統計データ』<https://www.toushin.or.jp/statistics/>

の金融システムを通じて行われ得る可能性を示唆している<sup>49</sup>。

### (3) 高い技術を誇る企業の集積と開かれた経済体制

日本は、世界第4位の貿易大国であり、北朝鮮による拡散金融活動に対して脆弱なアジア地域との貿易が盛んである。そのため、日本の貿易取引に紛れて北朝鮮産品の間接調達や、北朝鮮向け迂回輸出等がなされる危険性がある。また、これら調達活動は複雑化、巧妙化しており、第三国を経由した迂回調達が課題となっている。

加えて、日本には高い技術力を誇る企業が集積しており<sup>50</sup>、特に、輸送機械や一般機械等、工程が多様で生産できる国に限られる製品の最終財（完成品）の生産において、主要国と比べて比較優位の立場にある<sup>51</sup>。そのため、日本は各国から部品や製造途中の半製品（中間財）が集積する貿易センターとなっており、こうした高水準の技術や製品等が、大量破壊兵器等の開発等に資するよう利用しようとする主体から狙われ易いという脆弱性が存在する。

また、特に平成22年（2010年）頃まで、日本はイランと多額の貿易を行っており、イランから日本への主な輸出品目は、イラン国営企業からの石油、ガス、石油化学製品であり、日本からイランへの主な輸出品目は、自動車や電気製品であった。令和元年（2019年）以降、対日輸出は激減しており、イランから日本への石油とガスの輸出は行われていない。他方で、一定の貿易関係は継続しており、イランと関係の深い近隣諸国等を通じて、拡散金融に係る貿易や資本取引が生じるリスクに晒されるおそれがある。

---

<sup>49</sup> 金融庁は、我が国の金融機関等を取り巻くリスクの変化や、令和5年（2023年）6月末時点の金融庁所管事業者の対応状況や FATF 第4次対日相互審査報告書及びそれに対する取組み等を整理・公表している。当該分析の主眼はマネロン等に係る対策である点に留意する必要があるが、業態別にリスクと課題についても指摘しており、こうした分析も参考となる。

金融庁『マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題』（令和5年（2023年）6月30日）<https://www.fsa.go.jp/news/r4/20230630/20230630.html>

<sup>50</sup> ハーバード大学の「The Atlas of Economic Complexity（経済の複雑性指数、多様な高付加価値を有する製品を輸出する能力指標）」では日本は1995年から2023年の間、世界1位～3位となっている。

Growth Lab at Harvard University, *The Atlas of Economic Complexity*,  
<https://atlas.hks.harvard.edu>

<sup>51</sup> 内閣府『令和元年度 年次経済財政報告 3章第1節「日本の貿易・投資構造の変化」』  
[https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je19/index\\_pdf.html](https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je19/index_pdf.html)

## (参考 14) イランの対日貿易総額

(単位：百万円)

		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
対日輸出		400,866	381,068	126,925	3,618	4,178	4,626	4,336	4,378
内 訳	原油	392,539	370,966	121,658	-	-	-	-	-
	織物用糸・繊維製品	2,837	3,229	3,140	2,275	3,118	3,281	2,423	2,264
対日輸入		98,468	76,958	7,246	8,561	7,687	6,559	9,062	13,387
内 訳	電気機器	13,876	5,066	606	2,871	1,732	1,471	3,213	2,693
	輸送用機器	34,797	19,017	185	98	44	77	179	156

(出所) 財務省貿易統計

### 4. 複雑な拡散金融と制裁回避に係る類型

CPFSES レポートにおいて、複雑な拡散金融と制裁回避のスキームとして次の4つの類型及び事例が挙げられている。

#### (1) 仲介業者の利用

ペーパーカンパニーやフロントカンパニー、金融仲介者、銀行口座、第三国経由の積み替え等複数の仲介者を悪用し、真の顧客、資金の出所、目的地や目的を隠蔽する（海外事例 21～22 参照）。

#### (2) 法人の実質的支配者（BO）情報の隠蔽

各制裁を回避し、国際金融システムにアクセスするため、外国に拠点を置くフロントカンパニーや外国人、無認可の金融仲介業者、マネロン・テロ資金・拡散金融対策の規制が緩い地域にある子会社を悪用し、BO 情報を不透明にする（海外事例 23～25 参照）。

#### (3) 暗号資産等の新技術の利用

ミキシング、分散型金融、クロスチェーンブリッジ等の匿名性向上技術を用いて、資金の出所や送金先を隠蔽している。また、北朝鮮による不正な IT 労働者の派遣や制裁対象者によるサイバー攻撃によって大量破壊兵器等の資金が調達されている（海外事例 13～14 参照）。

#### (4) 海運セクターの利用

船舶の身元の隠蔽、船舶自動識別システム（AIS: Automatic Identification System）の操作、税関当局が審査する文書の偽造、そして船舶間の積み替え（STS: Ship-to-ship transfers）等により貨物の出所や目的地を偽装している

(海外事例 26～29 参照)。

当該レポートには、本評価書に掲載している事例以外も紹介されており、これらの事例も参考にされたい。

## 5. 拡散金融リスクの高い取引

以上の脆弱性及び前章の脅威に照らして、以下、拡散金融の文脈で、特に注意を要する危険度の高い取引について6つに類型し、概観する。

(1) 暗号資産取引、(2) 非対面取引、(3) 海外送金、(4) デュアルユース品に係る輸出取引、(5) 大量破壊兵器等の開発に資するような技術移転に係る取引、(6) 北朝鮮 IT 労働者が関与する取引

### (1) 暗号資産取引

追跡困難という暗号資産取引の特性、暗号資産取引の匿名性を高める技術の存在や暗号資産に係るグローバルな規制メカニズムの不存在等により、相対的に危険度が高い。また、新たな暗号資産やその取引手法が開発される等、技術は日々進化しており、監督・規制との関係で「いたちごっこ」となりやすい。

### (2) 非対面取引

取引の相手方と直に対面せずに行う取引であることにより、対面取引と比べて相手方に関する情報が制限され、同人の本人確認書類、性別、容貌、言動等を直接確認することにより、取引の不審点等を判断することができないため、他の取引よりも相対的に危険度が高い。

### (3) 海外送金

大量破壊兵器(核・化学・生物兵器)等の開発、保有、輸出等に関与するとして資産凍結等措置の対象となっている者の所在する国・地域及びその周辺国への送金には、それが合法・非合法的取引であるかを問わず、拡散金融に該当するものが含まれている可能性があるため、他の取引よりも相対的に危険度が高い。

### (4) デュアルユース品に係る輸出取引

品質・技術力の高い民間・軍事の両方の用途をもつデュアルユース品が存在し、それらが、大量破壊兵器等の開発等の目的で日本のインフラ等を使用して調達等された場合、輸出入の目的や経路の特定が難しく、証拠隠滅や制裁回避・迂回が容易となることから、拡散金融の脅威の一つと考えられる。

(5) 大量破壊兵器等の開発に資するような技術移転に係る取引

我が国は、世界中で利用されている先端技術に関する情報や最先端の高性能製品を数多く有しており、これらの技術情報等の中には、使用方法によっては軍事用途に転用可能なものも含まれる。

(6) 北朝鮮 IT 労働者が関与する取引

北朝鮮は熟練した IT 労働者を世界中に派遣し、特定の IT スキルに対する需要を利用して、フリーランス契約で巨額の収入を得ていることが報告されており、日本においても北朝鮮 IT 労働者が日本人になりすました事例が確認されており、拡散金融リスクに直結する可能性が高い。

このように、拡散金融上のリスクが高い取引においては、リスクに応じ適格に対応することが求められるが、一方でそうした取引の確認においては、以下のような課題も存在する。

まず、金融機関等が団体及び個人の取引を引き受けるにあたって、送金取引等の便益を受ける者が、大量破壊兵器等の開発、保有、輸出等に関与するとして資産凍結等措置の対象となっている者ではないことを適切に確認する必要がある。しかし、実質的に送金取引等の便益を受ける者（いわゆる「真の送金人」や「真の受取人」等）は、金融機関等の直接の顧客であるとは限らず、顧客の実質的支配者や親族、その他の関係者である場合もある。

さらに、「真の送金人」等を正確に把握するためには、送金取引等の原因となった取引（商取引や債権移動等）の全貌を金融機関等が把握する必要がある場合もある<sup>52</sup>。

金融機関等では、顧客への質問や資料の提出を通じて「真の送金人」等の確認を行っている。しかしながら、取引の原因等に関する情報は、金融機関等と顧客との間で情報の非対称性が存在するため、背後にいる関係者の特定は一般に困難であることが多い。

---

<sup>52</sup> 例えば、収納代行業者が介在する送金取引では収納代行業者が銀行等の直接の顧客（送金依頼人）となるところ、銀行等が真の送金人を特定するためには、収納代行業者の背後に存在する複数の債務者を把握する必要がある場合等がある。

## 第4章 我が国の拡散金融に係る取組み

上記の拡散金融に係る脅威や脆弱性に対する、我が国の主な取組みは下記の通り。

### 1. 金融取引に係る取組み

#### (1) 外為法における経済制裁

外為法は、対外取引に対する必要最小限の管理・調整を行うことにより、日本経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律である。国連安保理決議や G7 等の主要国の講ずる措置等に基づき外務省告示で制裁対象と指定された者等に対して、外為法に基づく資産凍結等措置を実施している。具体的には、資産凍結等の措置の対象となる団体及び個人を指定し、当該団体及び個人向け支払と、当該団体及び個人との間の資本取引（預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約）等を許可制の対象とすることで、資金の移転等を規制している。

暗号資産及び電子決済手段に対する資産凍結等措置の実効性を更に強化する観点から、令和4年（2022年）4月及び12月に外為法の改正を行い、制裁対象者から第三者への暗号資産及び電子決済手段を移転する取引も規制対象に追加された<sup>53</sup>。

また、令和5年（2023年）6月には、支払告示及び資本取引告示の実効性を確保する観点から、制裁対象者に実質的に支配される法人その他の団体、制裁対象者を代理又は指示を受けて行動する者への支払等についてもあまねく規制の対象とし、当該制裁対象者への資金の移転の防止を明確化する告示改正及びFAQを公表した<sup>54</sup>。

<sup>53</sup> 財務省『最近の外為法改正』

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/gaitame/recent\\_revised/index.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/recent_revised/index.html)

<sup>54</sup> 当該法人その他の団体の行為が代理等を通じて制裁対象者のために行っているものであるか否かにかかわらず、規制の対象に該当する。

財務省『令和5年6月1日施行の支払告示・資本取引告示のFAQ』

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/gaitame/economic\\_sactions/gaiyou.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sactions/gaiyou.html)

### (参考 15) 外為法の目的（外為法第 1 条）と概要

- 「この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする」（外為法第 1 条）。
- 外為法は、対外取引（海外との間の支払や各種取引）に関する基本法。経済制裁等、国際金融システムの濫用防止のための資産凍結等の措置を実施する法律としても機能。また、安全保障目的、経済有事への対処における、対外取引の制御ツールとしての機能も有する。

北朝鮮に関しては、令和 4 年（2022 年）12 月には、北朝鮮の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル計画に関与したとして、サイバー関係団体では初めてラザルス・グループを資産凍結等の対象に指定し、その後も、アンダリエル、ブルーノロフ、キムスキーといった北朝鮮のサイバー関係団体を資産凍結等の対象に指定している。また、我が国は、北朝鮮に対して国連安保理決議に基づく制裁措置を超える我が国独自の措置も課しており、例えば北朝鮮向けの送金を原則禁止するとともに、資金の流れの実態をよりきめ細かく把握するため、北朝鮮を仕向地とする現金等の携帯輸出届出下限額を 100 万円超から 10 万円超に引き下げる等の措置を行っている。その他にも、北朝鮮との資金移転の防止措置をより強化するため、北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う送金及び送金の受取を禁止するとともに、外為法以外の措置として、本邦金融機関等による北朝鮮における支店開設及び北朝鮮の金融機関等とのコルレス関係の確立、並びに北朝鮮金融機関等の本邦における支店開設等を原則全面禁止としている。

## (参考 16) 北朝鮮に対する国連安保理決議とその概要<sup>55</sup>

国連安保理決議	制裁措置の内容
(1) 第 1695 号：2006 年 7 月 15 日（7 月 5 日の弾道ミサイル発射）	1 ヒト ○安保理又は制裁委員会により指定された個人及びその家族の構成員の入国・領域通過禁止
(2) 第 1718 号：2006 年 10 月 14 日（10 月 9 日の核実験（1 回目））	○加盟国の管轄権内において収入を得る北朝鮮「国民」を北朝鮮に送還することを義務付け
(3) 第 1874 号：2009 年 6 月 12 日（5 月 25 日の核実験（2 回目））	2 モノ（貿易）
(4) 第 2087 号：2013 年 1 月 22 日（前年 12 月 12 日の弾道ミサイル発射）	○北朝鮮からの輸入等の禁止：全ての武器、特定の天然資源（石炭、鉄、鉄鉱石、銅、ニッケル、銀、亜鉛、鉛、鉛鉱石を含む）、海産物（漁業権を含む）、繊維製品、農産物、機械類、電気機器、土石類、木材、船舶等
(5) 第 2094 号：2013 年 3 月 7 日（2 月 12 日の核実験（3 回目））	○北朝鮮への輸出等の禁止：全ての武器、奢侈品、航空燃料、新品のヘリコプター及び船舶、原油（上限：年間 400 万バレル又は 52.5 万トン）、石油精製品（上限：年間 50 万バレル）、機械類、電気機器、輸送機器、鉄鋼、卑金属等
(6) 第 2270 号：2016 年 3 月 2 日（1 月 6 日の核実験（4 回目）及び 2 月 7 日の弾道ミサイル発射）	3 カネ（金融分野）
(7) 第 2321 号：2016 年 11 月 30 日（9 月 9 日の核実験（5 回目））	○安保理又は制裁委員会により指定された個人又は団体の資産凍結
(8) 第 2356 号：2017 年 6 月 2 日（累次の弾道ミサイル発射等）	○本邦金融機関等による北朝鮮における支店開設及び北朝鮮の金融機関とのコルレス関係の確立、並びに北朝鮮金融機関の本邦における支店開設等の原則全面禁止
(9) 第 2371 号：2017 年 8 月 5 日（7 月 4 日及び 28 日の大陸間弾道ミサイル（ICBM）級弾道ミサイル発射）	○北朝鮮の団体及び個人との合併企業等の開設・維持・運営の禁止
(10) 第 2375 号：2017 年 9 月 11 日（9 月 3 日の核実験（6 回目））	4 海上・航空輸送
(11) 第 2397 号：2017 年 12 月 22 日（11 月 29 日の ICBM 級弾道ミサイル発射）	○北朝鮮関連の貨物の自国領域内における検査の実施、禁制品の押収・処分 ○禁制品を積載していると信じる合理的根拠がある航空機の離着陸・上空通過の禁止 ○指定船舶、指定個人・団体が所有・管理すると信じる合理的根拠がある船舶、及び北朝鮮から禁止された品目を輸送すると信じる合理的根拠がある船舶の加盟国への入港の禁止 ○北朝鮮籍船舶に対する又は北朝鮮籍船舶からの船舶間の積替え（「瀬取り」）を容易にし、又は関与することの禁止

イランに関しては、令和 7 年（2025 年）9 月、安保理決議第 2231 号に基づき、過去のイランに対する制裁に関する決議第 1737 号、1747 号、1803 号及び 1929 号に基づく措置が遅滞なく公示されており、具体的には、資金の移転防止措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関連する活動、資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動及び核兵器開発に関与する者、核技術等に関連するイランによる投資を禁止する措置の対象となる業種を指定したほか、イランへの大型通常兵器等の供給等に関連する資金の移転防止措置の対象となる活動を指定した上で外為法に

<sup>55</sup> 北朝鮮に対して制裁を課す国連安保理決議は、平成 18 年（2006 年）から平成 29 年（2017 年）の 11 年間で 11 本、全会一致で採択されている。核実験、弾道ミサイル発射等の挑発が激しくなった平成 28 年（2016 年）及び平成 29 年（2017 年）の 2 年間に 6 本の決議が採択され、制裁の内容もより厳格化されている。

外務省『安保理決議に基づく対北朝鮮制裁』（令和 7 年 5 月 30 日）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unscl/page3\\_003268.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unscl/page3_003268.html)

より資金移転等を規制している。

### (参考 17) イランに対する主な国連安保理決議とその概要

国連安保理決議 (2231 号決議までの決議の流れ)	制裁措置の内容 (2231 号決議前に行っていた措置)
<p>(1) 第 1696 号 : 2006 年 7 月 31 日 (イランに対してすべての濃縮関連・再処理活動を停止して IAEA による検認を受けるよう要求)</p> <p>(2) 第 1737 号 : 2006 年 12 月 23 日 (イランに対して、拡散上機微な原子力活動の停止等を義務付けるとともに、全ての国連加盟国に対して、イランの濃縮関連活動、再処理活動、重水関連活動及び核兵器の運搬システム開発に寄与しうる品目等の供給禁止、一定の個人及び団体に対する資産凍結及び資金移転防止等の措置を義務付け)</p> <p>(3) 第 1747 号 : 2007 年 3 月 24 日 (第 1737 号で規定された資産凍結措置等の対象に、新たに団体・個人を追加するとともに、イランからの武器及び関連物資の調達禁止等の措置を義務づけ)</p> <p>(4) 第 1803 号 : (2008 年 3 月 3 日 (第 1737 号で規定された資産凍結等の措置の対象に、新たに 12 団体・13 個人を追加するとともに、イランへの核活動・ミサイル開発に資する物資・技術の供給等の防止対象となる品目を追加し、また、指定個人の入国・通過の防止等の措置を義務づけ)</p> <p>(5) 第 1835 号 : 2008 年 9 月 27 日 (イランに対して累次安保理決議の遵守を呼びかけ)</p> <p>(6) 第 1929 号 : 2010 年 6 月 9 日 (第 1737 号で規定された資産凍結等の措置の対象に新たに 40 団体・1 個人を追加するとともに、核物質及び技術等に関連するイランによる投資を禁止し、イランへの大型通常兵器等の供給等に関連する資金の移転を防止する措置等を義務づけ)</p> <p>(7) 第 2231 号 : 2015 年 7 月 20 日 (上記 (1) から (6) を含む安保理決議に基づく対イラン制裁を終了するとともに、全ての国連加盟国に対し、イランの核活動等関連の物資・技術等の移転等の防止、核物質及び技術等に関連するイランによる投資の禁止、またイランに対する大型通常兵器等の供給防止を義務づける一方、国連安保理の事前承認が得られる場合、加盟国はこれらの活動を許可することが可能としている。また一定の個人及び団体に対する資産凍結及び資金移転防止等の措置を義務づけている)</p>	<p>1 ヒト ○イランの拡散上機微な核活動や核運搬システムの開発への支援に関与する個人の入国又は通過の防止義務</p> <p>2 モノ (貿易) ○イランに対する濃縮関連・再処理・重水関連の活動・核兵器運搬システムの開発に貢献しうる全ての品目・物資・設備・技術の供給・販売・移転の禁止 ○核・弾道ミサイル関連物品のうち、禁輸対象でないものの移転等について、移転等から 10 日以内の制裁委員会への通知遵守等 ○イランからの核・弾道ミサイル関連物品、武器及び関連物資の調達禁止 ○イランに対する戦車、装甲戦闘車両、大型放火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍艦、ミサイル又はミサイル・システムの供給・販売・移転の禁止 ○供給・販売・移転・輸出禁止の対象となっている物品の押収及び処分</p> <p>3 カネ (金融分野) ○禁止された品目・物資・設備・物品・技術の提供・販売・移転・製造・使用に関する、技術支援・訓練・金融支援、投資、仲介やその他サービスのイランに対する提供及び金融資源・サービスの移転の防止 ○イランの核・弾道ミサイル関連活動に関与している個人又は団体の資産凍結 ○イランとの貿易のための公的金融支援の監視の要請 ○イラン金融機関との取引監視の要請 ○イランによるウラン採掘及び核物質・技術の生産及び使用に関するあらゆる商業活動への投資の禁止 ○イランの銀行の新たな支店・子会社・代表事務所の開設禁止、合併機牛の設立、所有権、コルレス関係の維持の禁止の要請 ○自国の金融機関の代表事務所・子会社・銀行口座のイランにおける開設禁止の要請</p> <p>4 その他 ○イランの拡散上機微な核活動や核運搬システムの開発に貢献しうる専門教育・訓練の監視・防止の要請 ○イランによる核兵器運搬が可能な弾道ミサイルに関連する活動 (弾道ミサイル技術を使用した発射を含む) の停止及びイランに対するそのような活動に関する技術移転や技術援助の防止 ○イランに出入りする船舶の検査の要請 ○禁輸や調達禁止の対象になっている物品を運搬していると疑われる、イランが所有又は契約する船舶に対する燃料補給サービスの提供の禁止 ○核・ミサイル活動等への貢献が疑われる場合、イランの団体とのビジネスについて注意義務</p>

ロシアに関しても、令和 4 年 (2022 年) に開始されたウクライナ侵攻を受けて G7 主要国と同様に、資産凍結措置に加え、ロシア連邦政府やロシア法人等に対する対外直接投資、役務取引を規制対象としており、外為法に基づき厳

格に対応している。

こうした外為法に基づく資産凍結等措置の実効性を確保するため、外国送金やクロスボーダー取引を取り扱う金融機関、資金移動業者及び電子決済手段等取引業者等に対しては、顧客の支払等に係る為替取引が外為法に抵触しないかを確認する義務（以下「確認義務」）や顧客の本人確認義務（以下「本人確認義務」）が課されている。

加えて、外為法に基づき、外国為替業務を行う金融機関等に対しては、資産凍結等の経済制裁に関する法令遵守状況の検査等が実施されている。

さらに、令和6年（2024年）4月1日より、銀行等、資金移動業者、電子決済手段等取引業者等及び両替業者等に対して、資産凍結等措置の履行のための態勢整備を義務付ける「外国為替取引等取扱業者遵守基準」が施行された。これにより、対象となる金融機関等は、資産凍結等措置に係る適切なリスクの評価、リスク低減のための手順書の作成・実施等、資産凍結等措置を適切に履行するためのリスク管理が求められることとなった。

これを受けて、外国為替検査ガイドラインについて、外国為替取引等取扱業者遵守基準を含む外為法令等の遵守に関する考え方や解釈を示すとともに、外為検査を行う検査官の検査指針を示すものとして再整理し、「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」（以下「外為ガイドライン」）<sup>56</sup>として公表することにより、外国為替取引等取扱業者等による各種義務の遵守の確保を図ることとした。外為ガイドラインが適用された令和6年（2024年）4月より経済制裁措置に係る態勢整備状況を確認するための新たな外為検査が開始され、また同月より外為ガイドラインに関するアウトリーチを計17回実施し、外国為替取引等取扱業者の理解の向上に努めている。

#### （参考 18）直近の外為検査の実施件数

令和6事務年度<sup>57</sup>：123先、令和5事務年度：105先、  
令和4事務年度：110先、令和3事務年度：106先、  
令和2事務年度：24先、令和元事務年度：78先。

また、令和7年（2025年）7月に財務省が公表した「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン Q&A」では、経済制裁

<sup>56</sup> 財務省『外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン』（令和6年7月）

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/inspection/20240718\\_0.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/inspection/20240718_0.pdf)

<sup>57</sup> 事務年度は毎年7月から翌年6月。

措置の違反、迂回、潜脱等の可能性がある状況として、以下の状況を例示している。こうした状況を端緒として重点的な確認を行う等リスクに応じた対応が求められる。

- ・顧客が必要な情報の提供を渋っている。不明瞭な又は矛盾する内容の情報を提供する。
- ・顧客、送金等の相手方、取引関係者及びこれらの実質的支配者が、諸外国で制裁対象となっている。これらの者について、ネガティブニュース（輸出入規制違反、マネロン、詐欺等の犯歴等）がある。
- ・懸念国やリスクの高い国に所在する又はこれらの国と繋がりがある。
- ・顧客が送金業者等の業務を営んでいる又は payable through account である可能性がある。特に、これら口座において高額な取引に係る資金移転を急速に行っており、明確な理由がないにも関わらず日々の残高が少ない。
- ・所有構造が不透明な企業、フロント会社、シェル会社が関与する取引等。十分高い資本を有していない等シェル会社の特徴を示す、又は、長年休眠していた口座の取引が急増している。
- ・住宅ビル、私書箱、商業ビル、工業団地等、貿易会社の住所が集合建築物等の住所である（特に、具体的な部屋番号等への言及がない場合）。
- ・過去に取引を謝絶した顧客等の電話番号や IP アドレスと同じ情報を有する顧客からの取引依頼がある。
- ・顧客のウェブサイトが極めて簡素であり、記載されている事業の実態が不透明。
- ・タックスヘイブン国や SPC を介して資金が移動されており、利益が誰に帰属するのか不透明である。
- ・合理的な理由なく、取引の相手方と決済の相手方が異なる。取引に関与しないシェル会社やフロント会社が支払を行うなど、商品の受取人以外の者が経済的な理由なく、商品代金の支払を行う。
- ・法人と個人間の決済であり、当事者間の関係と決済の内容に合理性がない（例えば、法人から個人に生活費目的の送金を行っている等）。
- ・顧客が事業内容等と異なる分野で多数の第三者が関与する複雑な取引を行っている。経済的な合理性がない形で、複雑な又は回りくどい方法で取引を行っている。
- ・頻繁な送金等が不要となるよう、関連企業間の元帳により決済が行われ、これらの企業間でバランスのみが決済される。
- ・口座において単一者と複数者との間の決済が短期に行われる。同一者との間で目的が明確ではない決済が反復して行われる。

- ・被仕向送金等において把握した目的と矛盾する態様で出金がなされる。決済を行う直前に第三者の送金の代理であること等が疑われる入金がある。
- ・謝絶された送金等の情報を一部変更して再度送金等を行う。通常利用している銀行や送金ルートと異なる経路で決済を行う。
- ・顧客の業種や経常取引と比して異例な目的や金額の決済を行う。

最後に、金融機関等は、拡散金融に関連して米国による二次制裁リスクについても留意する必要がある。二次制裁は、基本的に、非米国人と制裁対象者との直接又は間接の取引であって、米国との接点を有しないものを対象とし、当該取引を行った場合に制裁対象者と同様の不利益を受けるリスクを示すことで、かかる取引を事実上抑止しようとするものである。米国における制裁の内容についてきちんとフォローする必要もある。

政府としては、引き続き違反事例の公表及び注意喚起に努めるとともに、その周知の仕方や更に取り得る対策について、民間事業者のフィードバックを受けながら、日々更新していく必要がある。

## (2) 国際テロリスト等財産凍結法による国内取引の規制

国際テロ組織や大量破壊兵器関連計画等関係者の活動は国境を越えて行われ、仮にある国で十分な対策が講じられなければ、当該国がテロ資金対策の「抜け穴」となるおそれがある。

こうした理念の下、国際テロ資金対策として、我が国では、居住者（日本に住所等を有している者）と非居住者間の国際的な資金等の流れは外為法で規制されてきた。一方、国内の居住者間取引については、従来、規制されてこなかったが、平成26年（2014年）11月、（旧）国際テロリスト財産凍結法（平成27年10月5日施行）が成立し、国内取引についても規制対象に含まれることとなった。

また、拡散金融対策についても、外為法で居住者と非居住者間での対外取引は規制されてきたが、国内の居住者間取引までは規制されておらず、上記（旧）国際テロリスト財産凍結法でも、規制対象とはなっていなかった<sup>58</sup>。そこで、令和4年（2022年）12月、「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第97号）（FATF 勧告対応法）が成立し、拡散金融に係る国内の居住者間の資金の流れも規制されることとなった。

<sup>58</sup> FATF 第4次対日相互審査報告書において、国連安保理決議で指定された拡散金融に関わる我が国居住者が行う国内取引について措置が講じられておらず、仮に将来的に日本の居住者が指定された場合に対処できないという不備がある旨の指摘がなされていた。

## 2. 輸出入管理

### (1) 外為法等における輸出入禁止措置

我が国は、北朝鮮に関して、国連安保理決議に基づく特定物品の輸出入禁止措置に加え、金融措置と同様に、我が国の独自措置として、下記3つの措置を実施している。

- ①北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入禁止
- ②北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出禁止
- ③支払手段等の輸出入規制等の制裁措置

加えて、外為法で定められた輸出入管理に係る制裁措置が潜脱されることのないよう、税関において、関税法（昭和29年法律第61号）に基づき厳格な法執行が行われている。

また、第三国を経由した北朝鮮への迂回輸出又は日本への迂回輸入を防止する観点から、

- ①周辺国から輸入される貨物について、原産地証明書等による貨物の原産地の厳正な審査・検査
- ②周辺国に輸出される貨物について、契約書等の関係書類の確認を行う等、最終仕向地の厳正な審査・検査

等の措置を講じている。これらに加え、関係官庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携が行われており、通関業者や船舶代理店等の関係業者からの情報収集の充実も図られている。

### (2) 外為法における安全保障貿易管理

デュアルユース品及び技術については、先進国を中心に国際的な枠組（国際輸出管理レジーム）による輸出管理等を推進<sup>59</sup>しており、我が国は外為法に基づき、貨物の輸出及び技術の提供の管理をしている。

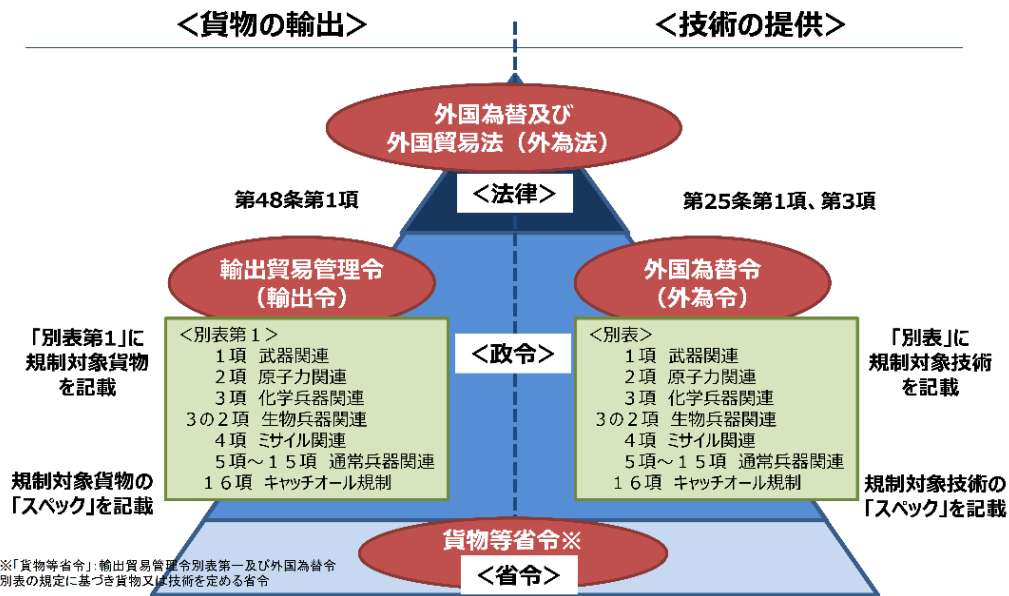
---

<sup>59</sup> 各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国（輸出令別表第3）を指す。具体的には、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国の合計27カ国。

(参考 19) 安全保障貿易管理制度の全体像

**安全保障貿易管理制度の全体像**

● 国際輸出管理レジームを踏まえ、外為法に基づいて貿易管理を実施。具体的には、規制対象となる貨物の輸出や技術の提供について、経済産業大臣の許可制となっている。



(出所) 経済産業省

デュアルユース品及び技術について、それが大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれが特に高い貨物又は技術であれば、「リスト規制」として、貨物は輸出貿易管理令別表第一（一の項から一五の項）に、技術は外国為替令別表（一の項から一五の項）にそれぞれ規定されており、それらに該当する貨物の輸出又は技術の提供をする際には許可の取得が必要となる。また、そうしたリスト規制には該当しないが、それが大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合には、「キャッチオール規制<sup>60</sup>」として、経済産業大臣の許可が必要となる。

なお、令和7年（2025年）10月9日付けで、補完的輸出規制の見直し（通

<sup>60</sup> 補完的輸出規制（キャッチオール規制）とは、輸出しようとする貨物や提供しようとする技術が、大量破壊兵器等の開発、製造、使用若しくは又は貯蔵若しくは通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれがあることを輸出者が知った場合、又は経済産業大臣から、許可申請をすべき旨の通知（インフォーム通知）を受けた場合には、輸出又は提供に当たって経済産業大臣の許可が必要となる制度。

経済産業省『補完的輸出規制（キャッチオール規制）』

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/catchall.html>

常兵器キャッチオール規制等の施行)が行われ、グループ A 国<sup>61</sup>や国連武器禁輸国<sup>62</sup>以外の地域向けであっても、特定品目に限り、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合に許可が必要になった。また、グループ A 国向けの輸出であっても、懸念国に迂回輸出されるおそれがあり、経済産業大臣からの通知を受けた場合には許可が必要になる等の見直しも行われた。

さらに、技術の提供については、対策が強化されている。経済産業省では、従来、外為法規制対象技術を外国において提供することに加え、日本国内における居住者から非居住者への提供についても、当該非居住者は最終的に出国する蓋然性が高いことから、これを「輸出」とみなして管理（いわゆる「みなし輸出」管理）していたところ、令和 4 年（2022 年）5 月より、非居住者から強い影響を受けている状態（特定類型）<sup>63</sup>に該当する居住者への当該技術の提供についても、みなし輸出管理の対象であることを明確化している。

### 3. その他関連法制度

#### （1）犯罪による収益の移転防止に関する法律（取引時確認及び疑わしい取引の届出、通知義務）

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成 19 年法律第 22 号、以下「犯罪収益移転防止法」）は、FATF による平成 15 年（2003 年）の「40 の勧告」の改訂<sup>64</sup>や、マネロンの変化等を踏まえ、（旧）金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成 14 年法律第 32 号）の全部及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）の一部を母体として制定された法律である。犯罪収益移転防止法に基づき、特定事業者が顧客等に対して実施する取引時確認、記録の作成・保存、ならびに疑わしい取引の届出等の措置を適切に遂行することにより、拡散金融に対する一定の抑止効果・対策効果が副次的に発現してい

<sup>61</sup> 各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国（輸出令別表第 3）を指す。具体的には、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国の合計 27 カ国。

<sup>62</sup> 国連武器禁輸国とは、アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダンを指す。

<sup>63</sup> 具体的には、①雇用契約等の契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者、②経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者、③国内において外国政府等の指示の下で行動する者を特定類型として分類している。

<sup>64</sup> 「40 の勧告」は、平成 24 年（2012 年）2 月、大量破壊兵器の拡散等の脅威も的確に対処すること等を目的として、新「40 の勧告」に更に改訂されている。

る。

① 取引時確認及び疑わしい取引の届出

マネロン等対策として、犯罪収益移転防止法及び外為法等の関係法令において、取引時確認等の基本的な事項が規定されている。具体的には、犯罪収益移転防止法により、「特定事業者」と位置付けられた金融機関等の事業者は、特定取引<sup>65</sup>を行う際に本人確認等(法人の場合には実質的支配者の確認を含む)を実施すべきことが義務付けられている。

(参考 20) 本人確認が必要な特定事業者と特定取引の一例

特定事業者	特定取引
金融機関等	預貯金口座などの開設 200万円を超える大口現金取引 10万円を超える現金送金 など
クレジットカード会社	クレジットカード契約の締結
ファイナンスリース会社	1回に支払うリース料が10万円を超えるファイナンスリース契約の締結 ※リース会社が既に保有している物品を顧客に貸借するものは対象外
宅地建物取引業者	宅地建物の売買契約の締結又はその代理もしくは媒介
宝石・貴金属等取扱事業者	代金支払が現金で200万円を超える宝石・貴金属等の売買契約の締結
司法書士 行政書士 公認会計士 税理士	以下の特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結 ・宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 ・会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続 ・200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分 ※ 任意後見契約の締結は除く

(参照) 政府広報オンライン『金融機関などでの取引時に行う「本人確認」等にご協力ください』(令和7年(2025年)7月30日) <https://www.gov-online.go.jp/article/201610/entry-8471.html>

犯罪収益移転防止法の規定により、特定事業者は、顧客から收受した財産が犯罪による収益である疑いがあると認められる場合又は顧客がその取引でマ

<sup>65</sup> 犯罪収益移転防止法第4条第1項に規定される取引時確認義務の対象となる取引。

ネロンを行っている疑いがあると認められる場合には、速やかに行政庁に届出を行う義務が課されている（「疑わしい取引の届出制度」）。なお、疑わしい取引に関する情報は、行政庁又は主務大臣を通じて国家公安委員会に集約されたのち、整理・分析され、マネロン事犯の捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供されている。

## ② 通知義務（トラベルルール）

FATF 勧告 16（Payment transparency）及びその解釈ノートでは、犯罪による収益を得た者やテロリスト等による自由な資金移動を防止するとともに、取引の対象となっている財産が犯罪による収益の疑いがある等の際にその追跡を可能とするため、電信送金に關与する金融機関が、送付人及び受取人に係る情報を通知するルール（いわゆるトラベルルール）が定められている。令和 7 年（2025 年）6 月、新たな技術の登場等による決済市場の構造的発展等を踏まえて、技術中立性等に着眼しつつ、勧告 16 及び解釈ノートの改訂が行われた。

従来、勧告 16 は、仕向金融機関による被仕向金融機関に対する、送付人及び受取人情報の伝達を義務付けていたところ、暗号資産取引に係る対策として、平成 30 年（2018 年）10 月に FATF 勧告 15、令和元年（2019 年）6 月にその解釈ノートが改訂され、暗号資産交換業者に対しても暗号資産及びステーブルコインの移転に係る通知義務（トラベルルール）を各国で導入・履行することが求められた。

当該改定を踏まえて、我が国では、金融庁からの要請を受けて令和 4 年（2022 年）4 月より業界団体（一般社団法人日本暗号資産取引業協会（JVCEA））による自主規制としてトラベルルールが導入された後、同年 12 月に、暗号資産交換業者等<sup>66</sup>にトラベルルールを課す犯罪収益移転防止法の改正がなされ、令和 5 年（2023 年）6 月より、施行されている。具体的には、暗号資産交換業者等に対し、暗号資産及び電子決済手段（ステーブルコイン）の移転時に送付人・受取人の情報を通知する義務、及び通知した事項・通知を受けた事項についての記録・保存義務が課されている。相互主義の原則から、20 の法域<sup>67</sup>を指定して開始し、令和 7 年（2025 年）8 月時点では 58 法域<sup>68</sup>が対象となっている。

<sup>66</sup> 電子決済手段等取引業者を含む。

<sup>67</sup> 米国、アルバニア、イスラエル、カナダ、ケイマン諸島、シンガポール、ジブラルタル、セルビア、ドイツ、バハマ、バミューダ、フィリピン、ベネズエラ、マレーシア、モーリシャス、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、大韓民国、香港、スイス。

<sup>68</sup> 令和 6 年 4 月金融庁・財務省告示第一号（8 法域追加）、令和 7 年 6 月金融庁・財務省告示第一号（30 法域追加）

### (参考 21) サイバー犯罪対策・暗号資産取引関係規制

- サイバー攻撃への対策としては、令和4年（2022年）4月、重大サイバー事案への対処を担う国の捜査機関としてサイバー特別捜査隊が設置され、令和6年（2024年）4月に発展的に改組され、サイバー特別捜査部が設置された<sup>69</sup>。重大サイバー事案について、サイバー特別捜査部が都道府県警察や外国捜査機関と連携して、着実な捜査が進められている。このほか、先端技術を有する企業等と連携し、事業者等から提供された情報等を総合的に分析し、その結果を事業者等に提供するほか、官民で連携してITユーザ全体のセキュリティの向上を図る等の取組みも行っている。
- 警察では、インターネットバンキングに係る不正送金事犯、特殊詐欺、ランサムウェア感染事案、暗号資産に係る不正送信事犯、SNS型投資・ロマンス詐欺に利用され又はその疑いがある暗号資産取引口座を把握した際に、速やかに電話等の方法で、当該口座に係る暗号資産交換業者に対して、当該口座の凍結の検討依頼を行っている。

#### (2) 法人の透明性向上に資する制度

国連北朝鮮専門家パネル報告書では、法人の透明性向上のため、活動が不透明な企業の登録規制強化が勧告されている<sup>70</sup>。また、FATF 勧告や金融機関等からの要望等でも、マネロン等の目的による法人の悪用を防止する観点から、法人の透明性向上に向けた取組みが要請されている。そうした要請を踏まえ、我が国はこれまで、法人の実質的支配者情報を確認するための制度等を次のとおり整備している。

- 実質的支配者を規定し、特定事業者に対し、顧客等が法人である場合には、実質的支配者の本人特定事項を確認することを義務付け
- 法人等のために事業上の住所や設備、通信手段及び管理上の住所を提供するサービスを行う特定事業者に対して、役務提供契約の締結に際しての取引時確認及び確認記録・取引記録等の作成・保存を義務付け
- 株式会社、一般社団法人又は一般財団法人の設立時の定款認証においては、公証人は、囑託人に実質的支配者となるべき者の氏名、当該実質的支配者

<sup>69</sup> 警察庁『令和7年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について』  
[https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R7kami/R07\\_kami\\_cyber\\_jyosei.pdf](https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R7kami/R07_kami_cyber_jyosei.pdf)

<sup>70</sup> United Nations Security Council, *Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2515(2020)*, March 4, 2021,  
[https://main.un.org/securitycouncil/en/sanctions/1718/panel\\_experts/reports](https://main.un.org/securitycouncil/en/sanctions/1718/panel_experts/reports)

が暴力団員、国際テロリスト又は大量破壊兵器関連計画等関係者に該当するか否か等を申告させることを義務付け

- 会社設立後の実質的支配者を継続的に把握できるようにするため、商業登記所が、株式会社からの申出により、当該株式会社の実質的支配者に関する情報を記載した書面を保管し、その写しを交付する制度について規定

昨今の具体的な動きとしては、法務省は、法人設立後の継続的な実質的支配者の把握についての取組みの一つとして、商業登記所において株式会社（特例有限会社を含む）が作成した実質的支配者に関する情報を記載した書面を保管し、その写しを交付する「実質的支配者リスト制度」を導入し、令和4年（2022年）1月から運用を開始している。基本方針においても、「実質的支配者リスト制度の利用促進とともに、法人の実質的支配者情報の一元的かつ継続的・正確な把握を可能とする枠組みに関する制度整備に向けた検討を進める」こととされており、国内の法人の透明性向上に向け政府においても取組みを進めている。

また、我が国で株式会社等の一定の法人を設立するには、その定款について公証人の認証を受けることが義務づけられているが、法務省は、令和5年（2023年）6月、定款認証手続において、法人の実質的支配者となるべき者が大量破壊兵器関連計画等関係者に該当しないことを公証人が審査する仕組みを新たに導入した。

### （3）出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）

我が国は、北朝鮮との人的往来を広範に規制している。具体的な措置は以下の通り。

- 北朝鮮籍者の入国の原則禁止
- 在日の北朝鮮当局職員等による北朝鮮を渡航先とした再入国の原則禁止
- 我が国から北朝鮮への渡航自粛要請
- 我が国国家公務員の北朝鮮渡航の原則見合わせ
- 北朝鮮籍船舶の乗員等の上陸の原則禁止、対北朝鮮措置に違反し刑の確定した在日外国人等の北朝鮮を渡航先とした再入国の原則禁止
- 在日外国人の核・ミサイル技術者の北朝鮮を渡航先とした再入国禁止

### （4）特定船舶入港禁止法・貨物検査法

我が国は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成16年法律第125号）に基づき、全ての北朝鮮籍船舶（人道目的のものを含む）、北朝鮮に寄港した全ての船舶（日本籍船舶を含む）及び国連安保理の決定等に基づき制裁措

置の対象とされた船舶については、入港禁止する措置を実施している。さらに、北朝鮮との間の航空チャーター便の乗り入れ禁止、禁制品を積載している疑いのある航空機の離着陸・上空通過の不許可措置を実施している。

なお、貨物については、貨物検査法（国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成22年法律第43号））等に基づき、北朝鮮関連の特定貨物の検査措置を講じている（国連安保理決議上の検査を担保する措置）。

外務省は、G7をはじめとする同志国とともに、北朝鮮に石油を運搬しているとみられる石油タンカーが中華人民共和国の領海で活動している問題について、中華人民共和国に働きかけを行ってきている<sup>71</sup>。また、令和6年（2024年）10月に実施された日中高級事務レベル海洋協議<sup>72</sup>では、日本海の大和堆周辺水域における中華人民共和国漁船による違法操業について、中華人民共和国側の対応を改めて強く要請した他、「瀬取り」への対応を含め、対北朝鮮制裁に係る国連安保理決議の完全な履行の重要性を提起した。

#### （5）その他マネロン等対策関連法

その他マネロン等対策に関する法制度として、以下の法が存在する。これらはマネロンやテロ資金供与に関連する法制であるが、そのリスク低減策は拡散金融のリスク低減を図る上でも参考になるものと考えられる。

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織的犯罪処罰法）：重大な犯罪等を犯罪収益等隠匿罪等の前提犯罪とし、また、犯罪収益等の没収やこれに代わる追徴等について規定。さらに、令和7年に行われた法改正により、犯罪収益等である暗号資産等の没収の裁判の執行及び没収保全の手續等の整備が行われた。
- 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）（麻薬特例法）：一定の薬物犯罪を薬物犯罪収益等隠匿罪等の前提犯罪とし、また、薬物犯罪収益等の没収やこれに代わる追徴等について規定。
- 「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する

<sup>71</sup> 複数の石油タンカーがしばしば不正航行の合間に三沙湾海域に避難している旨の指摘がなされている。

United Nations Security Council, *Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2680 (2023)*, March 7, 2024,

[https://main.un.org/securitycouncil/en/sanctions/1718/panel\\_experts/reports](https://main.un.org/securitycouncil/en/sanctions/1718/panel_experts/reports)

<sup>72</sup> 外務省『第17回日中高級事務レベル海洋協議（結果）』（令和6年（2024年）10月23日）[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit\\_000001\\_01303.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_01303.html)

法律（平成 14 年法律第 67 号）」（テロ資金提供処罰法）：テロ資金の収集・提供等についての処罰を規定。

#### 4. 関係省庁間での連携、民間との連携・情報発信等の主な取組み

##### （1）関係省庁間での連携に係る主な取組み

拡散金融への対策は、金融や貿易といった省庁の所掌をまたぐ分野にわたるとともに、相互に関係し合うものである。したがって、各省庁が協力して拡散金融対策にあたることは極めて重要であり、以下、連携の具体例について記載する。

##### ① 国連安保理決議及び FATF に関する取組み

- 外務省は、外為法及び国際テロリスト等財産凍結法に基づき対応を行っている関係省庁に対して、対北朝鮮の国連安保理決議に規定される資産凍結等の措置の実施に必要な情報を共有している。
- 財務省・経済産業省・外務省は、外為法に基づく資産凍結等措置を遅滞なく実施するため、制裁対象者が国連安保理決議により追加指定された時点から 24 時間以内（金融機関等への事前周知を含め）に必要な措置を実施する旨を定めた関連省庁申し合わせを作成し、令和 3 年（2021 年）5 月末日から運用を開始している（※運用実施後、国連安保理決議第 1718 号に基づく追加指定者はなし。令和 7 年（2025 年）9 月に国連安保理決議第 2231 に基づき、再度適用された過去の対イラン制裁に係る安保理決議第 1737 号等の対象者につき、同日中に外務省告示を発出（78 団体・43 個人））。
- 財務省及び金融庁は、FATF 第 4 次対日相互審査報告書における指摘事項を踏まえ、各監督当局で検査を担う職員の知見や検査情報を共有し、金融機関への負担に配慮しつつ、金融機関等における関係法令の遵守等を効果的・効率的に確保する観点から、財務省の外為検査と金融庁のマネロン検査を合同で実施する「合同検査」を実施している。また、財務省は、平成 30 年（2018 年）12 月から、金融機関の外為業務の状況や内部管理態勢等を定期的かつ継続的に把握し、検査計画（検査先選定）に活用すべく、オフサイト・モニタリングを導入し、外為法第 55 条の 8 及び犯罪収益移転防止法第 15 条に基づく報告を年に 1 回徴求している。

##### ② 北朝鮮 IT 労働者・サイバー攻撃に関する取組み

- 北朝鮮 IT 労働者による活動に関して、令和 6 年（2024 年）3 月に、外務省・警察庁・財務省・経済産業省は、「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起」を発出した。また、北朝鮮 IT 労働者による手口の巧妙

化や活動の拡大を踏まえ、令和7年（2025年）8月に当該注意喚起を更新し、関連の企業や団体に対して、北朝鮮IT労働者による身分証明書の偽造や第三者へのなりすましといった手口の詳細を周知し、本人確認手続の強化といった対策に務めるよう呼びかけた<sup>73</sup>。

- 警察庁・内閣サイバーセキュリティセンター・金融庁は、北朝鮮当局の下部組織とされるラザルスと称されるサイバー攻撃グループによる暗号資産関連事業者等を標的としたサイバー攻撃や、北朝鮮を背景とするサイバー攻撃グループ（TraderTraitor）による暗号資産関連事業者を標的としたサイバー攻撃を踏まえ、標的となり得る組織や事業者が適切なセキュリティ対策を講じられるよう具体的な手口例や緩和策を紹介し、注意喚起を発出している<sup>74</sup>。

### ③ その他の取組み

- 防衛省・自衛隊は、警戒監視活動の一環として、海上自衛隊の艦艇等により国連安保理決議違反が疑われる船舶についての情報収集を行っている。収集・分析した情報については適時適切に、統合幕僚監部から関係省庁へ共有しているほか、海上自衛隊の艦艇等により「瀬取り」が疑われる活動を発見した場合は、防衛省から関係省庁へ情報提供を行っている。

### （2）民間との連携・情報発信等の主な取組み

これまで述べてきたとおり、銀行等、資金移動業者、電子決済手段等取引業者等及び両替業者等については、事業者自身もリスク評価を実施し、当該リスクを踏まえた対応をすることが求められている。また、DNFBPsをはじめとするその他民間事業者等においても、当該リスクを踏まえた対応をすることが期待されているほか、事業者が意図しない形で拡散金融に関与するリスクを低減するためにも、政府と民間事業者等との連携及び情報発信が重要となっており、現状下記のような取組を行っている。実際、事業者において表3のような取引に接し、リスクに応じた対応を行っている（表3参照）。

- 金融機関等の所管省庁は、金融機関等が届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引を例示した参考事例を公表している。また、FATF声明の公表等様々な機

<sup>73</sup> 財務省・外務省・警察庁・経済産業省『北朝鮮IT労働者に関する企業等に対する注意喚起』（令和7年（2025年）8月27日）

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/press\\_release/2statement.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/2statement.pdf)

<sup>74</sup> 警察庁・内閣サイバーセキュリティセンター・金融庁『北朝鮮を背景とするサイバー攻撃グループ TraderTraitor によるサイバー攻撃について（注意喚起）』（令和6年（2024年）12月24日） [https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/pdf/20241224\\_caution.pdf](https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/pdf/20241224_caution.pdf)

会を捉え、金融機関等に対して、制裁対象者の指定・公表後の遅滞ないリスト更新、犯罪収益移転防止法やガイドラインに基づく厳格な顧客管理や、疑わしい取引の届出義務の履行の徹底、外為法に基づく措置の適切な実施、国際テロリスト等財産凍結法の規定の遵守等を繰り返し要請している。

- 警察庁と金融庁の共催で、例年、疑わしい取引の届出制度についての理解を深めるための研修会を、金融機関等の担当者を対象に開催している。
- 各 DNFBPs 所管省庁において、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引を例示した参考事例を公表している。また、各所管省庁において策定したマネロン等ガイドラインにおいて、外為法等に基づく資産凍結措置において求められる対応を整備するとともに、資産凍結対象者等の情報を各所管業者に周知している。日本弁護士連合会では、法務省からの通知を受けて資産凍結対象者等の情報を会員に周知している。
- 税関は、北朝鮮への輸出入禁止措置等について、通関業者等への周知に努めるとともに実効性の確保について協力を要請している。
- 税関は、出入国旅客の携帯品等が輸出入禁止措置等の例外とされているところ、その携帯品等に偽装して不正輸出入を行う場合や船舶又は航空機の乗組員が本人の私用に供すると認められる貨物の中に奢侈品を隠匿して北朝鮮へ輸出しようとする場合に対応するため、関係機関、船会社及び航空会社等との情報交換を密にし、厳正な取締りを実施している。
- 外務省は、令和7年（2025年）8月に、東京において、米国国務省、韓国外交部及び Mandiant との共催により、北朝鮮 IT 労働者の脅威に対抗するための日米韓官民連携行事を開催し<sup>75</sup>、北朝鮮 IT 労働者の活動に対する官民共同での防護を強化するための議論を実施した。

## 5. 国際的な連携の促進

### （1）G7 関係の取組み

- 令和7年（2025年）3月にカナダ・シャルルボワで開催された G7 外務大臣会合において、核・ミサイル計画資金源となる北朝鮮による暗号資産窃取を含む悪意あるサイバー活動への懸念を表明し、これらに共に対処する必要性を強調した。このほか、北朝鮮による挑発行動の烈度に応じて米韓等の協議、G7 をはじめとする有志国による声明の発出、国連安保理緊急会合の開催等を実施している。

---

<sup>75</sup> 外務省『北朝鮮 IT 労働者の脅威に対抗するための日米韓官民連携行事の開催』（令和7年（2025年）8月26日）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit\\_000001\\_02640.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02640.html)

- 令和7年（2025年）5月、カナダ・バンフにおいて開催された G7 財務大臣・中央銀行総裁会議において、共同声明の附属文書「金融犯罪に対する行動要請」<sup>76</sup> が発出された。同文書では、拡散金融に関連するリスクとして、北朝鮮による暗号資産の窃取や詐欺への深刻な懸念とともに、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策における国際協力の強化を通じ、新たなリスクに関する最新情報の把握や責任ある情報交換を深める必要性について強調された。G7 財務大臣及び中央銀行総裁は、大量破壊兵器の拡散に対する資金供与を含む金融犯罪との闘いに対する強いコミットメントを再確認している。
- 令和7年（2025年）6月、カナダ・カナナスキスで開催された G7 首脳会議において、我が国は、北朝鮮の核・ミサイル開発の資金源の一つとみられる暗号資産窃取につき懸念を表明した。また、事後に発出された議長サマリーにおいて、「首脳は、北朝鮮の核兵器及び弾道ミサイル計画に対する懸念並びにこれらの計画の資金源となる北朝鮮の暗号資産窃取に共に対処する必要性を表明した」と記載された<sup>77</sup>。

## （2）他国との連携

- 外務省は、米国及び韓国とともに、令和5年（2023年）12月、令和6年（2024年）3月及び9月、令和7年（2025年）8月、北朝鮮サイバー脅威に関する日米韓外交当局間作業部会を実施し、暗号資産窃取や IT 労働者の活動を含む北朝鮮による悪意あるサイバー関連活動に対して具体的な取組を進めていくことへのコミットメントを確認してきている<sup>78</sup>。
- 令和6年12月、警察庁、米国連邦捜査局（FBI）及び米国国防省サイバー犯罪センター（DC3）は連名で、北朝鮮を背景とするサイバー攻撃グループ「TraderTraitor」が、暗号資産関連事業者「株式会社 DMMBitcoin」から約482億円相当の暗号資産を窃取したことを特定したと公表した。警察庁は、FBI、その他の米国政府機関及び国際パートナーと連携し、引き続き、北朝鮮に利益をもたらすサイバー犯罪及び暗号資産窃取を含む違法な活動を明らかにし、厳正に対処していくとしている。
- 我が国は、令和7年（2025年）1月、米国及び韓国とともに、「北朝鮮によ

<sup>76</sup> 財務省『G7 財務大臣・中央銀行総裁声明（仮訳）』（2025年5月20-22日 於：加・バンフ）[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/convention/g7/index.htm](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/g7/index.htm)

<sup>77</sup> 外務省『G7 カナナスキス・サミット（概要）』（令和7年（2025年）6月17日）[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/pageit\\_000001\\_00009.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/pageit_000001_00009.html)

<sup>78</sup> 外務省『第4回北朝鮮サイバー脅威に関する日米韓外交当局間作業部会の開催』（令和7年（2025年）8月28日）[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit\\_000001\\_02652.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02652.html)

る暗号資産窃取及び官民連携に関する共同声明」を発出し、北朝鮮による暗号資産窃取事案を指摘した上で、北朝鮮によるサイバー脅威に対抗し、三か国の連携を強化するとのコミットメントを再確認した<sup>79</sup>。また、同年8月にも、米国及び韓国とともに、「北朝鮮 IT 労働者に関する共同声明」を発出し、北朝鮮 IT 労働者による手口の巧妙化及び標的拡大を指摘するとともに、三か国の連携及び官民連携の強化へのコミットメントを再確認した<sup>80</sup>。

- 令和7年（2025年）5月、MSMTは、武器移転を含む北朝鮮とロシアとの間の不法な軍事協力をテーマにMSMT報告書第1回を公表するとともに、同年10月、安保理決議に反した北朝鮮による悪意あるサイバー活動及びIT労働者の活動をテーマにMSMT報告書第2回を公表した。

### （3）FATF 関係

- 令和5年（2023年）4月、我が国G7議長下において、金融庁が共同議長を務めるFATF暗号資産コンタクト・グループ（Virtual Assets Contact Group, VACG）会合を東京で開催した<sup>81</sup>。日本を含む19法域の当局者や国際機関関係者等が参加し、北朝鮮による暗号資産の窃取・悪用等拡大するリスクへの対応も念頭に、暗号資産に係るマネロン・テロ資金・拡散金融対策の効果的な実施に向けた課題について議論した。
- FATF/VACGは、勧告15（暗号資産を含む新技術）の世界的な遵守を支援するためのアウトリーチと技術支援の提供を継続しており、令和6年（2024年）にFATF基準実施状況を記載した一覧表を公表<sup>82</sup>した。令和7年（2025年）に更新版を公表しており、令和8年（2026年）にも更新版を公表する予定である。
- 令和7年（2025年）6月、FATFは、当該一覧表の更新を含むFATF基準実施に係るグローバルな進捗状況、詐欺事案や北朝鮮による不正な暗号資産関連活動、ステーブルコイン、DeFi、アンホステッド・ウォレットを含むP2P取引等に関連する新たなリスク等について取り纏め、6度目となる年次報告

---

<sup>79</sup> 外務省『北朝鮮による暗号資産窃取及び官民連携に関する共同声明』（令和7年（2025年）1月14日）[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit\\_000001\\_01624.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_01624.html)

<sup>80</sup> 外務省『日米韓「北朝鮮 IT 労働者に関する共同声明」及び「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起」の公表』（令和7年（2025年）8月27日）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit\\_000001\\_02650.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02650.html)

<sup>81</sup> 金融庁『金融活動作業部会（FATF）暗号資産コンタクト・グループ会合の東京開催について』（令和5年4月17日更新）

<https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20230414/20230414.html>

<sup>82</sup> FATF, *Status of implementation of Recommendation 15 by FATF Members and Jurisdictions with Materially Important VASP Activity*, Mar 26, 2024, <https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Virtualassets/VACG-Snapshot-Jurisdictions.html>

書を公表した<sup>83</sup>。この中で、令和6年（2024年）以降、北朝鮮関係者やテロ資金提供者等の不法行為者によるステーブルコインの悪用が暗号資産と同様に増加している点を指摘。金融庁は、VACG 共同議長国として、前述の一覧表や年次報告書の取り纏めに携わっている。

- 令和7年（2025年）8月、財務省が共同議長を務めるアジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（APG）会合を東京で開催した。会合において金融庁が主催した暗号資産に関するテクニカルセミナーでは、北朝鮮関連を含む事例研究等を通じて、拡散金融リスクを含む暗号資産の悪用によって引き起こされる様々なリスクに対する理解への支援や、勧告15の実施を促進する上での課題や好事例などを共有した。
- 拡散金融への対応も含まれる勧告16の改訂<sup>84</sup>について、我が国がFATFの政策企画作業部会（PDG）の共同議長国として当該改訂の議論を取り纏めた。同改訂により、勧告16がマネロン・テロ資金供与のみならず、拡散金融や詐欺の防止・摘発も対象としている旨が明確化された。今後も改訂要件の円滑な実施のため、詳細内容を含めたガイダンスの作成に際し、官民連携のもと本取組みに積極的に参画し、議論を主導していく。

#### （4）その他の取組み

- 令和7年（2025年）11月、タイ・バンコクで、国連地域間犯罪司法研究所（UNICRI）がASEAN諸国の制裁関係者（ミャンマーを除く）の国連制裁に係る履行能力向上及び情報共有を対象としたワークショップ「Facilitating Regional Cooperation for Robust and Effective Sanctions Enforcement: UNICRI's Southeast Asia Workshop on DPRK Sanctions and Emerging Threats」を実施した。日本の拠出を受け開催された同ワークショップでは、FATFの拡散金融リスク評価や拡散金融防止のためのグッドプラクティスを扱った。

---

<sup>83</sup> FATF, *Targeted Update on Implementation of the FATF Standards on Virtual Assets and Virtual Asset Service Providers*, Jun 26, 2025, <https://www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Fatfrecommendations/targeted-update-virtual-assets-vasps-2025.html>

<sup>84</sup> 金融庁『FATFによる「Payment Transparencyに関するFATF勧告16の改訂」の公表について』（令和7年（2025年）12月8日更新）  
<https://www.fsa.go.jp/inter/fatf/20250619/20250619.html>

## 第5章 結語

本評価書において示したとおり、我が国は拡散金融に係る数多の脅威に日々晒されている。国連安保理決議に基づき制裁対象となっている団体や個人の存在に加えて、サイバー攻撃を実施する主体や、デュアルユース品をはじめとする大量破壊兵器等の開発等を行うためのモノ・技術を日本から流出させる主体、さらには活動や資本関係等、実態が不透明な法人等のあらゆる手段を利用して拡散金融や大量破壊兵器の開発を行おうとする主体等が存在し、それらが我が国にとって脅威となり得る。

実際、そうした脅威によって、拡散金融に係る金融制裁の違反や回避が幾度となく繰り返されてきた。特に、サイバー攻撃は手法が日々進化し追跡も難しいといった特徴等から、検挙件数は年々増加するとともにその被害額も甚大である。また、デュアルユース品の輸出入等については、今日の流通形態の複雑化・多様化等により、多くの機微技術や軍事転用可能な貨物が国外に流出している。加えて、活動や資本関係等、実態が不透明な法人を利用した不正輸出事例等も、CPFSES で報告されている。その他、我が国が高度に発達した金融セクターを有し、拡散金融を行うための様々な手段を提供し得ることや、北朝鮮との地理的近接性も、拡散金融に対する我が国の脆弱性を高める一因となっている。

拡散金融を巡る現状に対し、我が国は様々な対策を行っている。ラザルス・グループ、アンダリエル、ブルーノロフ、キムスキーといった北朝鮮のサイバー攻撃主体を資産凍結等の対象に指定するとともに、令和7年（2025年）8月には北朝鮮のIT労働者に関する日米韓共同声明を発出し、注意喚起を更新する等累次の対応をとってきている。これに加え、北朝鮮を含め外為法に基づく制裁措置の実効性を更に確実なものとするため、令和6年（2024年）4月より暗号資産交換業者等や銀行等の外国為替取引等を取り扱う者に対し資産凍結等措置を行うための態勢整備が義務づけられた。また、デュアルユース品についても、国際輸出管理レジームを踏まえた外為法に基づく輸出管理を行っている。法人の透明性向上については、令和4年（2022年）1月から「実質的支配者リスト制度」を導入した。また、令和5年（2023年）6月以降、定款認証手続において、法人の実質的支配者となるべき者が大量破壊兵器関連計画等関係者に該当しないことを公証人が審査する仕組みを新たに導入した。

もっとも、脅威の内容が日々アップデートされる中であって、現行法上の他の様々な対策も含めて、我が国の取組みが常に「道半ば」であることは言うまでも無い。本評価書について、更なるリスク分析の深化を図っていくことが重要であるほか、今後も政策会議等を通じて一層関係省庁間での連携を強化し、必要に応じて情報・知見の共有や交流等を行うことが求められる。加えて、民間側が行政

の取組みや現行制度への理解を深められるよう、行政において当該取組みや改正された制度への適切な周知を行うほか、官民で拡散金融に係る対応のための情報共有が促進されるよう官民相互の連携も重要である。

## 事例集

表 1 国内事例

No	区分	事例概要
1	貿易	魚介類輸入販売業者の役員等 8 名は、平成 19 年（2007 年）2 月、経済産業大臣の承認を受けずに北朝鮮産の活あさりを輸入し、平成 19 年 4 月、同人らは外為法違反（無承認輸入）で検挙された。
2	貿易	貿易会社の役員等 3 名は、平成 19 年（2007 年）4 月、経済産業大臣の承認を受けずに北朝鮮産のウニを輸入し、平成 20 年（2008 年）1 月、同人らは外為法違反（無承認輸入）で検挙された。
3	貿易	食品販売会社の社長は、平成 19 年（2007 年）12 月、経済産業大臣の承認を受けずに北朝鮮産のサルトリイバラを輸入し、平成 21 年（2009 年）8 月、同人は外為法違反（無承認輸入）で検挙された。
4	貿易	貿易会社社長等 2 名は、平成 22 年（2010 年）9 月、経済産業大臣の承認を受けずに北朝鮮産松茸を中国産として輸入し、平成 27 年（2015 年）3 月、同人らは外為法違反（無承認輸入）で検挙された。さらに、同事案に関連して、同年 5 月、貿易会社役員等 3 名が、経済産業大臣の承認を受けずに北朝鮮産松茸を中国産として輸入したとして、外為法違反（無承認輸入）で検挙された。
5	貿易	貿易商社経営者等 3 名は、令和 2 年（2020 年）1 月、経済産業大臣の承認を受けずに北朝鮮産しじみを輸入し、令和 6 年（2024 年）9 月、同人らは外為法違反（無承認輸入）で検挙された。
6	貿易	平成 29 年（2017 年）北朝鮮工作員の男が、シンガポールに設置した偽装企業を迂回し、日本から北朝鮮向けの食品等を長期間、大量に不正調達していた。
7	貿易	元貿易会社経営者の男は、平成 21 年（2009 年）6 月 18 日から北朝鮮を仕向地とした全ての貨物の輸出禁止措置がとられていたにもかかわらず、平成 29 年（2017 年）1 月、経済産業大臣の承認を受けずに、家具等を中華人民共和国・香港及び大連を經由して北朝鮮に輸出し、令和元年

		(2019年)8月、同男は外為法違反(無承認輸出)で検挙された。
8	貿易	元水産加工会社経営者の男は、平成21年(2009年)6月18日から北朝鮮を仕向地とした全ての貨物の輸出禁止措置がとられていたにもかかわらず、令和元年(2019年)12月、経済産業大臣の承認を受けずに、衣料品等を中華人民共和国経由で北朝鮮に輸出したとして、令和6年(2024年)9月、同男は外為法違反(無承認輸出)で検挙された。
9	ヒト	北朝鮮に対する支払原則禁止措置に係る外為法第17条に基づく確認義務を履行するに当たり、海外送金において、送金受取人が北朝鮮の居住者に実質的に支配された法人か否かの確認が行われていない事例が認められた。
10	ヒト	北朝鮮に対する支払原則禁止措置に係る外為法第17条に基づく確認義務を履行するに当たり、中華人民共和国の東北3省向けの生活費名目の海外送金において、送金額の妥当性の検討、当該生活費の受益者の確認及び送金人と受取人の関係等の詳細な聴取が行われていない事例が認められた。
11	ヒト	令和6年(2024年)3月、韓国籍のIT関連会社社長と元従業員を詐欺罪等で通常逮捕した。同事件の被疑者らは、捜査の中でオンラインプラットフォームを通じて、日本企業から受注したアプリ開発等を中国に所在するとみられる北朝鮮IT労働者に依頼していたことが判明した。
12	ヒト	令和6年(2024年)9月、北朝鮮IT労働者とみられる人物と共謀し、契約を行った証券会社が、約款で禁止する「自動売買システム」を使用してFX取引を行うにもかかわらず約款を遵守する等伝えた上で、不正に口座を開設したとして、日本人の男ら2名が私電磁的記録不正作出罪で検挙された。
13	ヒト	令和7年(2025)4月、日本人の男ら2名を私電磁的記録不正作出・同供用幫助罪で検挙した。被疑者らは、北朝鮮IT労働者とみられる者に対し、自らの自動車運転免許証の画像情報や銀行口座情報を提供し、日本人になりすましてクラウドソーシング会社のアカウント登録を行うことを幫助した。

		<p>また、被疑者らは、北朝鮮 IT 労働者とみられる者が行った業務の対価としてクラウドソーシング会社から自身の口座に振り込まれた報酬を、指定された海外の口座に送金していた。</p>
14	ヒト	<p>北朝鮮の IT 労働者は、北朝鮮国籍であることを偽り、HBO Max、Amazon、複数の日本のアニメスタジオを含む多くの企業からアニメーションプロジェクトの契約を不正に獲得し、収益を得ている。アニメーター達は中国人から指示やコメントを受けており、北朝鮮のサイバー関係者とも接触していた。</p>
15	サイバー攻撃・暗号資産	<p>令和6年（2024年）3月下旬、北朝鮮のサイバーアクターは、LinkedIn 上で、リクルーターになりすまし、日本に所在する企業向け暗号資産ウォレットソフトウェア会社 Ginco の従業員に接触。同脅威アクターは、Ginco のウォレット管理システムへのアクセス権を保有する従業員に、GitHub 上に保管された採用前試験を装った悪意ある Python スクリプトへの URL を送付。被害者がこの Python コードを自身の GitHub ページにコピーし、侵害を受けた。同年5月中旬以降、TraderTraitor アクターは、侵害を受けた従業員になりすまし、セッションクッキーの情報を悪用し、Ginco の暗号化されていない通信システムへのアクセスに成功。同月下旬、同アクターは、このアクセスを利用して、DMM 従業員による正規取引のリクエストを改ざんし、4,502.9BTC（攻撃当時3億800万ドル相当）が流出した。最終的に、窃取された資産は TraderTraitor が管理するウォレットに移された。</p>
16	デュアルユース品	<p>対北朝鮮貿易商社の元代表取締役が、核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあることを知りながら、凍結乾燥機1台を、経済産業大臣の許可を受けずに、平成14年（2002年）9月、横浜港から台湾経由で北朝鮮向けに不正輸出した。</p>
17	デュアルユース品	<p>A 株式会社は、核兵器・ミサイルの開発等のために用いられるおそれのある直流安定化電源装置の輸出に関し、経済産業大臣から輸出許可申請が必要である旨の通知を受けたにもかかわらず、平成15年（2003年）4月4日、同電源装置3台をタイ経由で北朝鮮向けに無許可輸出を行った。</p>

18	デュアルユース品	対北朝鮮貿易商社の代表取締役が、核兵器等の開発等に用いられるおそれがあることを知りながら、真空ポンプ等を、経済産業大臣の許可を受けずに、平成15年（2003年）7月頃、成田空港から台湾経由で北朝鮮向けに不正輸出した。
19	デュアルユース品	有限会社Bは核兵器等の開発等のために用いられるおそれのあるインバーター（周波数変換器）の輸出に関し、経済産業大臣から輸出許可申請が必要である旨の通知を受けたにもかかわらず、平成15年（2003年）11月に同インバーターを共謀者が手荷物として持ち出させる形で、中華人民共和国経由で北朝鮮向けに無許可輸出を行った。
20	デュアルユース品	C株式会社は、平成19年（2007年）から平成28年（2016年）にかけて、経済産業大臣の許可を受けずに、同社製「真空吸引加圧鑄造機」等を、イラン、中華人民共和国、タイ等へ輸出した。
21	デュアルユース品	対北朝鮮貿易商社の代表取締役が、核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして、経済産業大臣により輸出許可を要するとの通知を受けていた中古タンクローリー2台を、平成20年（2008年）1月、同大臣の許可が不要な韓国を経由させ北朝鮮に輸出する目的で、韓国向けに不正輸出した。
22	デュアルユース品	D株式会社は、ミサイル開発のために用いられるおそれのあるジェットミルを、経済産業大臣の輸出許可を受けることなく平成11年（1999年）及び平成12年（2000年）にそれぞれ1台、イランに輸出した。
23	デュアルユース品	貿易商社の代表取締役が、外為法で海外の非居住者への提供が規制されている数値制御プログラムが内蔵された工作機械20台を、経済産業大臣の許可を受けずに、中国向けに輸出し、もって同プログラムを役務提供した。
24	デュアルユース品	日本製の炭素繊維が中華人民共和国からイランに向け出荷されたものの、イラン到着前に第三国で差し押さえられた。炭素繊維は民生用にも使われるが、ウラン濃縮用の高性能遠心分離機に不可欠とされ、一定以上の品質のものは国連安保理決議に基づき輸出が禁じられている。なお、日本の炭素繊維は高品質で知られ、イランが核開発のため入手を試みた可能性がある。日本企業から中華人民共和国へ

		は適正な手続で輸出されたが、7,200 キロがイランに転売され、船で輸送された。
25	無形技術 移転	制裁対象以外の国から研究開発に関わる報酬を目的とする被仕向送金を受領するに当たり、当該研究開発が北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動又はイランの核活動等に寄与する目的で行う行為等に該当しないことを適切に確認していなかったとして、外為法に基づく外為検査における不備事項と認定された。

表 2 海外事例

No	区分	事例概要	参照元
1	カネ	北朝鮮は、国連制裁対象であるフォーリン・トレード・バンク（FTB）とコリア・クワンソン・バンキング・コーポレーション（KKBC）を通じて、ロシア占領下にあるジョージア南オセチア地域の MRB Bank 口座を使って、不正金融ネットワークへのアクセスを拡大している。ロシア系銀行の TSMR Bank が北朝鮮代理人と連携して数百万単位のドルとルーブル紙幣を MRB の銀行口座に入金したり、MBR の銀行口座を通じて、ロシアから北朝鮮へ燃料輸出代金を支払ったりしている。（米国）	CPFSES (BOX11)
2	貿易	不法滞在中の中国籍者は、北朝鮮当局者からの指示を受けて、令和 5 年（2023 年）12 月に銃器を香港経由で北朝鮮に輸出したほか、弾薬約 6 万発、機微技術等を北朝鮮に輸出しようとしたとして、起訴された。	米司法省
3	貿易	e.l.f Cosmetics 社が中国の 2 業者から輸入したつけまつげの原材料が北朝鮮産であり、OFAC の規制違反を問われた。本件では、e.l.f Cosmetics 社が OFAC に 996,080 ドルを支払うことで和解した。	米財務省
4	ヒト	北朝鮮籍の海外労働者は、主に、中国、ロシア、ラオス等において、情報技術（IT）、飲食（レストラン）、建設業、製造業（縫	国連北朝鮮専門家パネル報

		製・衣料品)といった分野に従事して収入を得ている。学生ビザや観光ビザで入国し、中には偽の国籍や身分証明書を使用する者もいるとされる。北朝鮮は40万人の労働者を海外に派遣する契約を締結しており、更に多くの労働者を海外に派遣すると予想されている。	告書 (S/2024/215)
5	ヒト	北朝鮮籍の海外労働者が獲得した収益を北朝鮮へ送金・還流させる手法として、オンライン決済、第三国の銀行口座の利用、現地の協力者名義の銀行口座の利用、精製石油製品等政権が要求する物品の購入、マネロン、保険金回収、外交特権を利用した大量現金輸送、国連安保理決議に違反する国際金融システムの利用等が挙げられている。	国連北朝鮮専門家パネル報告書 (S/2024/215)
6	ヒト	米国管轄区域で活動する北朝鮮IT労働者に対する取締を受け、北朝鮮IT労働者は特にヨーロッパの中小規模のIT企業への就職活動に重点を置き、事業範囲をグローバルに拡大しているとされる。AI、ブロックチェーン技術、ウェブ開発、防衛産業、政府等のセクターを対象とし、盗難情報と捏造情報を組み合わせたペルソナを用いることで求人担当者との信頼関係を築き、暗号資産、Wise、Payoneer等を通じた給料の支払いを好むとされる。	MSMT (MSMT/2025/2)
7	サイバー攻撃・暗号資産	令和7年(2025年)2月、ドバイ拠点の暗号資産取引所Bybitで約15億ドル(2,250億円)相当のイーサリアムが流出。暗号資産史上最大級の被害額を記録した。北朝鮮の国家支援型ハッカー集団Lazarus Group(別名:TraderTraitor、APT38)による攻撃で、FBIは盗難資金が北朝鮮の核・ミサイル開発資金に流用される可能性を警告している。	米連邦捜査局

8	サイバー攻撃・暗号資産	平成 29 年（2017 年）から令和 5 年（2023 年）までの北朝鮮の関与が疑われる暗号資産関連企業に対する 58 件のサイバー攻撃の被害が約 30 億ドルにのぼるほか、北朝鮮は外貨収入の約 5 割をサイバー攻撃により獲得し、大量破壊兵器計画に使用している。	国連北朝鮮専門家パネル報告書 (S/2024/215)
9	サイバー攻撃・暗号資産	北朝鮮の攻撃手法には、標的型フィッシング攻撃、脆弱性の悪用、ソーシャルエンジニアリング攻撃、水飲み場型攻撃等が引き続き含まれており、北朝鮮のサイバー攻撃主体は暗号通貨産業を現在も標的としている。	国連北朝鮮専門家パネル報告書 (S/2024/215)
10	サイバー攻撃・暗号資産	「ラザルス・グループ (Lazarus Group)」は、世界中の防衛関係企業をサイバー攻撃し、知的財産や設計図等の情報を入手し、国の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画の推進や資金調達に利用している。	国連北朝鮮専門家パネル報告書 (S/2024/215)
11	サイバー攻撃・暗号資産	「キムスキー (Kimsuky)」は、人気のある電子商取引サービス、Google 認証システム、アンチウイルスプログラム、決済サービスアプリ等、正規の 안드로이드 アプリを装った悪意のあるアプリを作成し、感染したデバイスから情報を盗んでいる。	国連北朝鮮専門家パネル報告書 (S/2024/215)
12	サイバー攻撃・暗号資産	「ブルーノロフ (BlueNoroff)」は、日本、ベトナム、米国の金融機関やベンチャーキャピタル企業になりすまし、被害者を騙して悪意のあるコンテンツを開かせたり、ログイン認証情報を提供させたりしている。	国連北朝鮮専門家パネル報告書 (S/2024/215)
13	サイバー攻撃・暗号資産	北朝鮮は隣国の金融仲介者の協力を得て、暗号資産ウォレット、銀行、電子金融プラットフォーム、その他不換紙幣口座を利用し、不換紙幣に換えたうえで多額の資金を平壤に送り、制裁対象品の購入や大量破壊兵器計画への資金提供に充てている。(韓国)	CPFSES (BOX22)
14	サイバー攻撃・暗号資産	サイバー攻撃の実行や 13 億ドルを超える資金及び仮想通貨の窃盗等、広範囲にわたる犯罪的共謀に関与した疑いがあるとして、北朝	CPFSES (BOX25)

		鮮のコンピュータプログラマーが起訴された。被告は北朝鮮の軍事情報機関に所属していた。(米国)	
15	サイバー攻撃・暗号資産	令和3年(2021年) Colonial Pipeline 社が「DarkSide」によるランサムウェア攻撃に遭い、要求された身代金を暗号資産のビットコインで支払った。	米国司法省
16	サイバー攻撃・暗号資産	イランの金融業者が、令和5年(2023年)から令和7年(2025年)にかけて暗号通貨を通じてイラン原油販売に関連する1億ドル相当の資金を洗浄した。この資金は第三国のフロントカンパニーを経由して、イラン軍部当への支援に使用された。	米財務省
17	デュアルユース品	最終目的地が中国であるという虚偽の申告によって受取先がイランであることを隠蔽し、中国と香港経由で中国のフロントカンパニーを使い、電子機器等の米国製デュアルユース品をイランに密輸していたとして、中国籍の者がコロンビア特別区で起訴された。(米国)	CPFSES (BOX3)
18	仲介業者	イランは、機微度の高いデュアルユース品目を獲得するために、調達代理人、フロントカンパニー、仲介業者及び供給業者からなる広範な海外ネットワークを維持しており、同ネットワークは、取引の階層化を通じた最終需要者の秘匿、最終用途及び出荷詳細に関する書類の偽造、複数国家を経由する輸送ルート、米国・国際金融システムにアクセスする偽装手段等、輸出管理及び制裁を回避する様々な手段を用いている。	米国商務省 米国国務省 米国財務省 米国司法省
19	仲介業者	北朝鮮は、合弁企業やオフショア銀行口座、シェルカンパニーや暗号資産を用いること等によって国際金融システムにアクセスしており、北朝鮮関連の個人や団体が国際的な海外送金を行うために東アジア及び東南アジアの中小規模の銀行を利用している。	国連北朝鮮専門家パネル報告書 (S/2021/777)

20	仲介業者	オフショア銀行口座やオーストラリアに拠点があるフロントカンパニーを利用して、石炭、黒鉛、銅鉱石、金、原油（北朝鮮のためのイラン製ガソリンの代理購入含む）、ミサイル及びミサイル関連技術等、様々な物品を北朝鮮と取引する仲介を行ったとして、韓国生まれのオーストラリア国籍者が起訴された。（豪）	CPFSES (BOX 2)
21	仲介業者	UAE の仲介者を経由し、最終目的地をカザフスタンとして無人航空機用モーターを輸出しようとした企業に対して、最終目的地がロシアでないか、目的地に関する質問をしたところ、物品の輸出を断念する事例があった。その後、別の物品をセルビアと香港の仲介者を通じてロシアに輸出したことが判明した。当該仲介者はロシアと強い商業関係のある企業であった。（ポルトガル）	CPFSES (BOX 6)
22	仲介業者	フランスに駐在していた北朝鮮の外交官がアパートを購入し、国連制裁対象となった後も賃貸収入を得ていた。第三国に銀行口座を持つ様々な仲介業者を利用することで、最終受益者としての地位を隠蔽していた。（フランス）	CPFSES (BOX10)
23	BO	オーストリア、中国、クウェート、リビア、マーシャル諸島共和国、ロシア、タイで設立された 250 を超えるフロントカンパニーを介し、米国を中継してコルレス銀行に不正決済を処理させていたとして、30 人以上の個人が起訴された。サードパーティーの金融仲介者と手を組み、北朝鮮に代わって汎用品等の物品購入の決済ができるフロントカンパニーを設立し、精製石油や石炭取引に関する決済や、金属、電子機器、電気通信会社への決済を行っていた。被告らは、取引相手が疑いを持つと新しいフロントカンパニーを設立し、契約書とインボイスに虚偽の最終目的	CPFSES (BOX13)

		地と最終使用者を記載していた。(米国)	
24	BO	高級車を所有するドイツの合同会社が、EUのロシア制裁対象者によって支配されており、車両の真の所有権を隠蔽するために利用されていた。(ドイツ)	CPFSES (BOX17)
25	BO	北朝鮮関係者は中国系大手商業銀行が発行したUnionPay デビットカードを不正に入手し、中国国籍者名義の口座を悪用して北朝鮮とのつながりを隠し、第三国を介して禁輸品を購入したり、暗号資産取引を行ったりしている。	CPFSES (パラ 74～76)
26	海運セクター	6回に渡る瀬取りを経てから北朝鮮の南浦港で積み替えることで、北朝鮮に軽油を供給したとして被疑者が告発された。被疑者は書類を偽造する等して、取締役を務める会社の銀行口座や、自らが支配する別の会社の銀行口座を利用して資金のやり取りを行った疑いがある。(米国)	CPFSES (BOX30)
27	海運セクター	台湾検察の捜査によると、北朝鮮の制裁違反として、台北の石油会社が管理する第三国の船舶から北朝鮮籍船舶へ公海上で石油を積み替える手口と、最終的に北朝鮮の船舶に再販する目的で第三国籍の船舶に石油を移転する手口がある。石油製品は今なお台湾の国連制裁違反者が取引によく用いる商品で、現地法では公海での石油取引は違法ではないため、瀬取りによって石油の不正な積み替えを分からなくしてしまう。また、偽の輸出情報、オフショア会社や口座も資金追跡を妨害するために利用されている。(台湾)	CPFSES (BOX31)
28	海運セクター	インドネシア当局は北朝鮮への違法石炭輸送を理由に国連制裁対象となっていた船舶を拿捕した。船舶の識別情報の改ざんや偽旗の使用といった手段で摘発を逃れていた。(インドネシア)	CPFSES (BOX29)

29	海運セクター	インド税関当局において、パキスタン行きのアジア籍船が拿捕された。輸出規制対象のミサイル等に使われる部品について、デュアルユースの書類の申告漏れが確認され、輸入業者と長距離弾道ミサイル開発に関わる者とのつながりが示された。(インド)	CPFSES (BOX34)
----	--------	---	-------------------

表 3 民間事業者からの情報提供

No	区分	事例概要	参照元
1	貿易	日本居住者 A 氏がロシア所在の非居住者 B 氏に外為法上対露輸出規制対象物品に当たる排気量 1,900cc 超の乗用車を販売し、カナダに居住するエンドユーザー C 氏へ当該乗用車を輸出する取引を検知。C 氏についての情報提供を求め、ロシアへの迂回輸出が行われる可能性がないか、対応を検討した。	財務省 (国内金融機関より情報提供)
2	ヒト	国内事業者 D 社から E 氏 (中国延吉市の個人) 宛に日本円建仕向送金の依頼があった。延吉市が北朝鮮近隣都市であることから、送金目的等を事前に確認。申請内容に「アニメ作画依頼費用」とあったため、北朝鮮 IT ワーカーとの取引懸念から E 氏の属性等を D 社に確認した。また、D 社の法令・規制遵守体制についても確認した。	財務省 (国内金融機関より情報提供)
3	ヒト	国内事業 F 社から G 社 (中国丹東市の法人) 宛に日本円建仕向送金の依頼があった。丹東市が北朝鮮近隣都市であることから、送金目的等を事前に確認。申請内容に「アニメ作画の支払い」とあったため、北朝鮮 IT ワーカーとの取引懸念から G 社の概要を F 社に確認し、F 社経由で G 社代表の H 氏 (中国国籍) のパスポート (写) 等を確認した。	財務省 (国内金融機関より情報提供)